

新（改定後）

建設業許可の手引き

令和 7 年 2 月改定版

宮 城 県 土 木 部

旧（改定前）

建設業許可の手引き

令和 6 年 3 月改定版

宮 城 県 土 木 部

新（改定後）

旧（改定前）

第一編 建設業許可について

1	建設業の許可と種類	1
	（1）建設業とは	1
	（2）許可を必要とする者	1
	（3）建設工事と建設業の種類	1
	〔補足〕建設工事区分の考え方	6
	（4）附帯工事	13
2	許可の種類	14
	（1）知事許可と大臣許可	14
	（2）許可の区分（一般建設業と特定建設業）	14
3	許可の有効期間	15
4	許可の基準（許可を受けるための資格要件）	15
	（1）経營業務の管理体制	15
	（2） <u>営業所技術者等</u>	18
	（3）誠実性	20
	（4）財産的基礎等	21
	（5）欠格要件等	22

第二編 許可申請について

1	許可の申請手続	23
	（1）宮城県知事許可の申請手続	23
	（2）国土交通大臣許可の申請手続	26
2	許可申請書の作成（申請書類の記入例及び記入上の注意）	27
	建設業許可申請書類等一覧	27
	複数業種にわたる実務経験	29
	申請書類記載例	30
	（1）建設業許可申請書〔表紙〕	30
	（2）建設業許可申請書〔様式第一号〕	31
	（3）役員等の一覧表〔別紙一〕	34
	（4）営業所一覧表（新規許可等）〔別紙二（1）〕	35
	（5）営業所一覧表（更新）〔別紙二（2）〕	36
	（6） <u>営業所技術者等</u> 一覧表〔別紙四〕	38
	（7）工事経歴書〔様式第二号〕	40
	（8）直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	50
	（9）使用人数〔様式第四号〕	52
	（10）誓約書〔様式第六号〕	53
	（11）常勤役員等証明書〔様式第七号〕	54
	（12）常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	55

第一編 建設業許可について

1	建設業の許可と種類	1
	（1）建設業とは	1
	（2）許可を必要とする者	1
	（3）建設工事と建設業の種類	1
	〔補足〕建設工事区分の考え方	6
	（4）附帯工事	13
2	許可の種類	14
	（1）知事許可と大臣許可	14
	（2）許可の区分（一般建設業と特定建設業）	14
3	許可の有効期間	15
4	許可の基準（許可を受けるための資格要件）	15
	（1）経營業務の管理体制	15
	（2）専任技術者	18
	（3）誠実性	20
	（4）財産的基礎等	21
	（5）欠格要件等	22

第二編 許可申請について

1	許可の申請手続	23
	（1）宮城県知事許可の申請手続	23
	（2）国土交通大臣許可の申請手続	26
2	許可申請書の作成（申請書類の記入例及び記入上の注意）	27
	建設業許可申請書類等一覧	27
	複数業種にわたる実務経験	29
	申請書類記載例	30
	（1）建設業許可申請書〔表紙〕	30
	（2）建設業許可申請書〔様式第一号〕	31
	（3）役員等の一覧表〔別紙一〕	34
	（4）営業所一覧表（新規許可等）〔別紙二（1）〕	35
	（5）営業所一覧表（更新）〔別紙二（2）〕	36
	（6）専任技術者一覧表〔別紙四〕	38
	（7）工事経歴書〔様式第二号〕	40
	（8）直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	50
	（9）使用人数〔様式第四号〕	52
	（10）誓約書〔様式第六号〕	53
	（11）常勤役員等証明書〔様式第七号〕	54
	（12）常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	55

新（改定後）

◎適正な経営体制（規則第7条1号イ該当の場合）の確認資料	56
(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕	58
(14) 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕	62
(15) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕	63
◎適正な経営体制（規則第7条1号ロ該当の場合）の確認資料	64
(16) 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66
(17) <u>営業所技術者等</u> 証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	68
◎ <u>営業所技術者等</u> の確認資料	69
◎技術者の資格（指定学科）表	70
◎ <u>営業所技術者等</u> 証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表	71
◎有資格コード一覧	72
(18) 実務経験証明書〔様式第九号〕	78
(19) 指導監督の実務経験証明書〔様式第十号〕	79
(20) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80
(21) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	81
〔参考 登記されていないことの証明書〕	82
〔参考 身元（身分）証明書〕	83
(22) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84
(23) 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕	85
(24) 財務諸表〔様式第十五号から様式第十九号〕	86
(25) 営業の沿革〔様式第二十号〕	107
(26) 所属建設業者団体〔様式第二十号の二〕	108
(27) 主要取引金融機関名〔様式第二十号の三〕	109

第三編 許可後の注意事項について

1 標識の掲示	110
2 変更届の提出	111
（1）変更届出書〔様式第二十二号の二〕	116
（2） <u>営業所技術者等</u> 証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	120
（3）届出書〔様式第二十二号の三〕	122
（4）変更届出書（決算報告用）	124
3 廃業等の届出 廃業届〔様式第二十二号の四〕	125
4 訂正の届出	126
5 建設業許可証明書	127
6 建設業許可申請書の閲覧	128
7 建設業許可申請書類の写しの交付	128

旧（改定前）

◎適正な経営体制（規則第7条1号イ該当の場合）の確認資料	56
(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕	58
(14) 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕	62
(15) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕	63
◎適正な経営体制（規則第7条1号ロ該当の場合）の確認資料	64
(16) 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66
(17) 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	68
◎専任技術者の確認資料	69
◎技術者の資格（指定学科）表	70
◎専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表	71
◎有資格コード一覧	72
(18) 実務経験証明書〔様式第九号〕	78
(19) 指導監督の実務経験証明書〔様式第十号〕	79
(20) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80
(21) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	81
〔参考 登記されていないことの証明書〕	82
〔参考 身元（身分）証明書〕	83
(22) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84
(23) 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕	85
(24) 財務諸表〔様式第十五号から様式第十九号〕	86
(25) 営業の沿革〔様式第二十号〕	107
(26) 所属建設業者団体〔様式第二十号の二〕	108
(27) 主要取引金融機関名〔様式第二十号の三〕	109

第三編 許可後の注意事項について

1 標識の掲示	110
2 変更届の提出	111
（1）変更届出書〔様式第二十二号の二〕	116
（2）専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	120
（3）届出書〔様式第二十二号の三〕	122
（4）変更届出書（決算報告用）	124
3 廃業等の届出 廃業届〔様式第二十二号の四〕	125
4 訂正の届出	126
5 建設業許可証明書	127
6 建設業許可申請書の閲覧	128
7 建設業許可申請書類の写しの交付	128

2 許可の種類－法第3条－

（1）知事許可と大臣許可

建設業の許可には、知事許可と大臣許可があります。

イ 知事許可

1つの都道府県内にだけ営業所を持ち、営業する場合は知事許可を受けます。

ロ 国土交通大臣許可

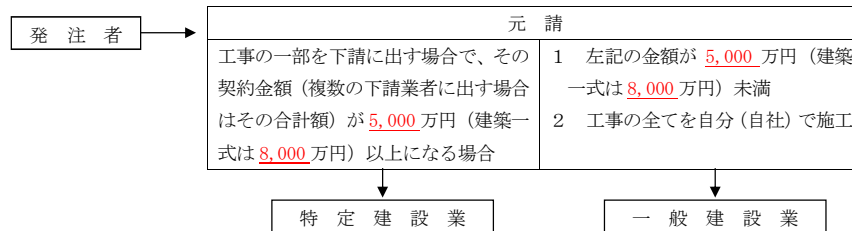
2つ以上の都道府県に営業所を持ち、営業する場合は国土交通大臣許可を受けます。

（注）営業所とは、本店、支店、常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- ② 電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分等とは明確に区分された事務室が設けられていること。
- ③ 建設業の経営経験を有する役員等（建設業法施行規則第7条第1号の要件を満たす者）又は建設業法施行令第3条の使用人（①に関する権限を付与された者）が常勤していること。
- ④ **営業所技術者等**が常勤していること。

（2）許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。（同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。）



この特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、法令上特別の義務が課せられます。**また、特定建設業の許可を取得する場合、営業所には特定営業所技術者を置く必要があります（営業所技術者等については18pを参照）。**

【注8】〔指定建設業について〕

次の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められているため、特定建設業の許可を受けようとする者の**特定営業所技術者**は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業

2 許可の種類－法第3条－

（1）知事許可と大臣許可

建設業の許可には、知事許可と大臣許可があります。

イ 知事許可

1つの都道府県内にだけ営業所を持ち、営業する場合は知事許可を受けます。

ロ 国土交通大臣許可

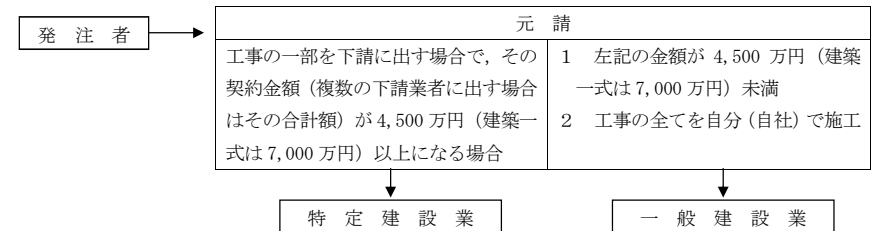
2つ以上の都道府県に営業所を持ち、営業する場合は国土交通大臣許可を受けます。

（注）営業所とは、本店、支店、常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- ② 電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分等とは明確に区分された事務室が設けられていること。
- ③ 建設業の経営経験を有する役員等（建設業法施行規則第7条第1号の要件を満たす者）又は建設業法施行令第3条の使用人（①に関する権限を付与された者）が常勤していること。
- ④ 専任技術者が常勤していること。

（2）許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。（同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。）



この特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、法令上特別の義務が課せられます。

【注8】〔指定建設業について〕

次の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められているため、特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業

2 営業所ごとに営業所技術者等を置いていること。（法第7条第2号（一般建設業）、法第15条第2号（特定建設業））

「営業所技術者等」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいう。

2以上の業種の許可を申請する場合、同表の各基準を満たしている者は、同一営業所内において、それぞれの業種の「営業所技術者等」を兼ねることができる。

営業所技術者等は、建設業の他社の技術者、管理建築士及び宅地建物取引主任者等他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできない。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができる。

許可を受けることができる建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により必要となる技術資格要件の内容が異なる。また、特定建設業の許可を取得した建設業者の営業所に置かれる営業所技術者は、「特定営業所技術者」と呼ばれる。営業所技術者等となり得る技術資格要件は以下のとおりである。

一般建設業の <u>営業所技術者</u> となり得る 技術資格要件（次の①～③のいずれか）	特定建設業の <u>特定営業所技術者</u> となり得る 技術資格要件（次の①～③のいずれか）
① 一定の国家資格等【注1】を有する者	① 一定の国家資格等【注1】を有する者
② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記のいずれかの実務経験【注2】を有する者 ・大学又は高等専門学校の指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者 ・高等学校又は中等教育学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 ・専修学校の専門士又は高度専門士を称するもので指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者 ・専修学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 ・一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後3年以上の実務経験を有する者 - ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く。 ・二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後5年以上の実務経験を有する者 - ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く。 ・10年以上の実務経験を有する者 ・複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者【注4】	② 一般建設業の <u>営業所技術者</u> となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上【注6】であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験【注7】を有する者 ただし、指定建設業【注8】は除く。
	③ その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査

2 営業所ごとに専任技術者を置いていること。（法第7条第2号（一般建設業）、法第15条第2号（特定建設業））

「専任技術者」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいう。

2以上の業種の許可を申請する場合、同表の各基準を満たしている者は、同一営業所内において、それぞれの業種の「専任技術者」を兼ねることができる。

専任技術者は、建設業の他社の技術者、管理建築士及び宅地建物取引主任者等他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできない。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができる。

許可を受けることができる建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により必要となる技術資格要件の内容が異なる。営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりである。

一般建設業の専任技術者となり得る 技術資格要件（次の①～③のいずれか）	特定建設業の専任技術者となり得る 技術資格要件（次の①～③のいずれか）
① 一定の国家資格等【注1】を有する者	① 一定の国家資格等【注1】を有する者
② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記のいずれかの実務経験【注2】を有する者 ・大学又は高等専門学校の指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者 ・高等学校又は中等教育学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 ・専修学校の専門士又は高度専門士を称するもので指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者 ・専修学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 ・一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後3年以上の実務経験を有する者 - ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く。 ・二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後5年以上の実務経験を有する者 - ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く。 ・10年以上の実務経験を有する者 ・複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者【注4】	② 一般建設業の専任技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上【注6】であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験【注7】を有する者 ただし、指定建設業【注8】は除く。
	③ その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け一般建設業の営業所専任技

新（改定後）

③ その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注５】を受け一般建設業の <u>営業所技術者</u> となり得るとしてその認定を受けた者	【注５】を受け一般建設業の <u>営業所技術者</u> となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業【注８】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注９】
---	--

- 【注１】営業所技術者等となり得る国家資格者等一覧（Ｐ．７２～７７）
- 【注２】「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上の全ての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《建設業許可事務ガイドラインについて》
- 【注３】指定学科一覧（Ｐ．７０）
- 【注４】一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧（Ｐ．２９）
- 【注５】国土交通大臣の個別審査は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課にお問い合わせ下さい。
- 【注６】以下についても４，５００万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。
・昭和５９年１０月１日前に請負代金の額が１，５００万円以上４，５００万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
・昭和５９年１０月１日以降平成６年１２月２８日前に請負代金の額が３，０００万円以上４，５００万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- 【注７】「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《建設業許可事務ガイドラインについて》
- 【注８】指定建設業とは以下のとおり。
土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業計７業種
- 【注９】この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたもので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

旧（改定前）

③ その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注５】を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者	術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業【注８】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注９】
--	--

- 【注１】営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（Ｐ．７２～７７）
- 【注２】「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上の全ての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《建設業許可事務ガイドラインについて》
- 【注３】指定学科一覧（Ｐ．７０）
- 【注４】一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧（Ｐ．２９）
- 【注５】国土交通大臣の個別審査は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課にお問い合わせ下さい。
- 【注６】以下についても４，５００万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。
・昭和５９年１０月１日前に請負代金の額が１，５００万円以上４，５００万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
・昭和５９年１０月１日以降平成６年１２月２８日前に請負代金の額が３，０００万円以上４，５００万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- 【注７】「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《建設業許可事務ガイドラインについて》
- 【注８】指定建設業とは以下のとおり。
土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業計７業種
- 【注９】この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたもので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

新（改定後）

- 4 請負契約を履行するに足る財産の基礎又は金銭的信用を有していること。（法第7条第4号（一般建設業）、法第15条第3号（特定建設業））

一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
倒産することが明白でなく、かつ、イ、ロ又はハのいずれかに該当すること。 イ 自己資本の額が500万円以上あること。 「自己資本」とは 法人の場合：純資産合計額 個人の場合：期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金、準備金の額を加えた額 ロ 500万円以上の資金調達能力があること。 「資金調達能力」とは 担保とすべき不動産を有していること等により金融機関から資金の融資が受けられる能力 （提出書類：取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書等（申請受理前1か月以内のもの）） ハ 許可申請直前の過去5年間宮城県知事許可を受けて継続して営業した実績があること。 ※ 新規に許可を受けてから初めての更新では、申請日時点で許可年月日から起算して5年に満たないため、この要件によることはできない。イ又はロによることが必要。	倒産することが明白でなく、かつ、申請時直近の貸借対照表（定時株主総会の承認を得たもの）において次の全ての要件に該当すること。 イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 ロ 流動比率が75%以上であること。 ハ 資本金の額が2,000万円以上であること。 ※ 申請日までに増資を行うことで基準を満たすことも可能（増資後の登記事項証明書を添付すること） ニ 自己資本の額が4,000万円以上であること。 ※ 新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上であれば上記に該当する。 ※ 決算期を変更すれば財産の基礎を満たす場合には、変更後の決算期における変更届出書の提出が必要。（定款・議事録・確定申告書の原本と写しを添付）

【特定建設業の財産的基礎の計算式】

事 項	法 人	個 人
①欠損比率	※繰越利益剰余金が負の場合、以下の式にあてはめて判断する （繰越利益剰余金が正の場合は、欠損が出ていないので要件を満たす） $\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金})}{\text{資本金}}$ 繰越利益剰余金のマイナスをとる $\times 100 \leq 20\%$	$\frac{\text{事業主損失} + \text{事業主貸勘定} + \text{事業主借勘定}}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
②流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③資本金	資本金 $\geq 2,000$ 万円	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円 （預金残高証明書による）

旧（改定前）

- 4 請負契約を履行するに足る財産の基礎又は金銭的信用を有していること。（法第7条第4号（一般建設業）、法第15条第3号（特定建設業））

一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
倒産することが明白でなく、かつ、イ、ロ又はハのいずれかに該当すること。 イ 自己資本の額が500万円以上あること。 「自己資本」とは 法人の場合：純資産合計額 個人の場合：期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金、準備金の額を加えた額 ロ 500万円以上の資金調達能力があること。 「資金調達能力」とは 担保とすべき不動産を有していること等により金融機関から資金の融資が受けられる能力 （提出書類：取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書等（申請受理前1か月以内のもの）） ハ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績があること。 ※ 新規に許可を受けてから初めての更新では、申請日時点で許可年月日から起算して5年に満たないため、この要件によることはできない。イ又はロによることが必要。	倒産することが明白でなく、かつ、申請時直近の貸借対照表（定時株主総会の承認を得たもの）において次の全ての要件に該当すること。 イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 ロ 流動比率が75%以上であること。 ハ 資本金の額が2,000万円以上であること。 ※ 申請日までに増資を行うことで基準を満たすことも可能（増資後の登記事項証明書を添付すること） ニ 自己資本の額が4,000万円以上であること。 ※ 新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上であれば上記に該当する。 ※ 決算期を変更すれば財産の基礎を満たす場合には、変更後の決算期における変更届出書の提出が必要。（定款・議事録・確定申告書の原本と写しを添付）

【特定建設業の財産的基礎の計算式】

事 項	法 人	個 人
①欠損比率	※繰越利益剰余金が負の場合、以下の式にあてはめて判断する （繰越利益剰余金が正の場合は、欠損が出ていないので要件を満たす） $\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金})}{\text{資本金}}$ 繰越利益剰余金のマイナスをとる $\times 100 \leq 20\%$	$\frac{\text{事業主損失} + \text{事業主貸勘定} + \text{事業主借勘定}}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
②流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③資本金	資本金 $\geq 2,000$ 万円	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円 （預金残高証明書による）

- ②業者名（法人名又は個人名）及び業者の所在地（住所等）
- ③代理人名（代理人申請の場合）
- ④申請区分等（新規申請、更新申請、業種追加申請、認可申請、新規の事前相談等）
- ⑤許可番号（新規以外の場合）
- ⑥予約者の氏名及び連絡先（電話番号）

※当日、審査開始時間に来庁していない場合は、予約取消（キャンセル）として取り扱うことがありますので了承願います。

なお、各種変更届、建設業許可証明書の申請については、予約は不要です。（月～金曜日（土日祝日、閉庁時除く）の各管轄土木事務所申請窓口の申請受付時間中に、提出してください）。

提出

イ 提出場所（許可申請書の提出は窓口のみの受付となります。決算変更届等、一部の変更届出書については、郵送による提出を受け付けておりますので、詳しくは事業管理課HPを御確認ください。）

- P. 25「所在地別管轄土木事務所一覧」参照
- 申請受付時間は、予約の際にお時間をお伝えしますので、その時間に御来庁ください。

ロ 提出部数

正本1通 P. 27、28の一覧表に記載した順に綴ったもの
写し2通（正本のコピーで可）土木事務所へ提出分1通、本社控分1通
※確認書類は正本及び本社控分の計2通に添付してください。

要件審査・受付

イ 申請内容が許可の基準を満たしているか要件審査を行います。要件審査終了後、記入漏れはないか、内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し、必要事項が備わっていると認められると受理されます。

ロ 申請手数料は、一般建設業、特定建設業別に、それぞれ次の表により納入してください。

納入方法は、宮城県収入証紙による納入と窓口でのキャッシュレス決済の2種類です。キャッシュレス決済についての詳細は、県HPを御確認ください。

URL (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html>)

申請区分	申請手数料等
○新規、許可換え新規、般・特新規	申請手数料9万円 <u>(削除)</u>
○業種追加又は更新	申請手数料5万円 <u>(削除)</u>
○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

(注) 納入された手数料については、許可申請の審査に対するものであるため、不許可の場合でも還付されません。

ハ 申請区分については、下表を参考にしてください。

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合
2	許可換え新規	○他都道府県知事許可から宮城県知事許可へ ○宮城県知事許可から国土交通大臣許可へ ○国土交通大臣許可から宮城県知事許可へ
3	般・特新規	○「一般建設業」のみの許可業者が「特定建設業」を申請する場合

- ②業者名（法人名又は個人名）及び業者の所在地（住所等）
- ③代理人名（代理人申請の場合）
- ④申請区分等（新規申請、更新申請、業種追加申請、認可申請、新規の事前相談等）
- ⑤許可番号（新規以外の場合）
- ⑥予約者の氏名及び連絡先（電話番号）

※当日、審査開始時間に来庁していない場合は、予約取消（キャンセル）として取り扱うことがありますので了承願います。

なお、各種変更届、建設業許可証明書の申請については、予約は不要です。（月～金曜日（土日祝日、閉庁時除く）の各管轄土木事務所申請窓口の申請受付時間中に、提出してください）。

提出

イ 提出場所（許可申請書の提出は窓口のみの受付となります。決算変更届等、一部の変更届出書については、郵送による提出を受け付けておりますので、詳しくは事業管理課HPを御確認ください。）

- P. 25「所在地別管轄土木事務所一覧」参照
- 申請受付時間は、予約の際にお時間をお伝えしますので、その時間に御来庁ください。

ロ 提出部数

正本1通 P. 27、28の一覧表に記載した順に綴ったもの
写し2通（正本のコピーで可）土木事務所へ提出分1通、本社控分1通
※確認書類は正本及び本社控分の計2通に添付してください。

要件審査・受付

イ 申請内容が許可の基準を満たしているか要件審査を行います。要件審査終了後、記入漏れはないか、内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し、必要事項が備わっていると認められると受理されます。

ロ 申請手数料は、一般建設業、特定建設業別に、それぞれ次の表により納入してください。

申請区分	申請手数料等
○新規、許可換え新規、般・特新規	申請手数料9万円（宮城県収入証紙を正本に貼付）
○業種追加又は更新	申請手数料5万円（宮城県収入証紙を正本に貼付）
○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

(注) 納入された手数料については、許可申請の審査に対するものであるため、不許可の場合でも還付されません。

ハ 申請区分については、下表を参考にしてください。

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合
2	許可換え新規	○他都道府県知事許可から宮城県知事許可へ ○宮城県知事許可から国土交通大臣許可へ ○国土交通大臣許可から宮城県知事許可へ
3	般・特新規	○「一般建設業」のみの許可業者が「特定建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」のみの許可業者が「一般建設業」を申請する場合 （同じ業種について、特定から一般にする場合は廃業届が必要です。）
4	業種追加	○「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合

		○「特定建設業」のみの許可業者が「一般建設業」を申請する場合 (同じ業種について、特定から一般にする場合は廃業届が必要です。)
4	業種追加	○「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合
5	更新	「許可を受けている建設業」を引き続き行う場合
6	般・特新規＋業種追加	3と4を同時に申請する場合
7	般・特新規＋更新	3と5を同時に申請する場合（注1）
8	業種追加＋更新	4と5を同時に申請する場合（注1）
9	般・特新規＋業種追加＋更新	3と4と5を同時に更新する場合（注1）

(注1) 7・8・9の申請については、あらかじめご相談の上、許可の有効期間が十分（2か月程度）残っているうちに窓口に申請してください。

(注2) 個人から法人への組織変更や企業合併等が予想される場合には、あらかじめ窓口にご相談ください。

許可（認可）

- イ 申請書受付後、審査を行い、基準を満たすと許可（認可）になります。
- ロ 新規申請の許可については、申請書受付後おおむね35日の期間を要します。

許可通知書の交付

- イ 「許可通知書」は申請した窓口で交付します。
- ロ 建設業許可通知書は、再交付しません。紛失等の際には、建設業許可証明書を受けてください。
- （P. 1 2 7 参照）

許可申請の取下げ

許可申請をした者が、都合によりその申請の取下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」を提出してください。受付後に申請書類をお返ししますが、申請手数料は還付されません。

【所在地別管轄土木事務所一覧】

所管区域	申請書等提出先	所在地	電話番号
白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	大河原土木事務所 総務班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎 3 階)	0224-53-3135
仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡、宮城郡、黒川郡	仙台土木事務所 総務班	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町 4-1-2	022-297-4113
大崎市、栗原市、加美郡、遠田郡	北部土木事務所 総務班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎 5 階)	0229-91-0731
石巻市、東松島市、登米市、牡鹿郡	東部土木事務所 総務班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7	0225-98-3157

		○「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合
5	更新	「許可を受けている建設業」を引き続き行う場合
6	般・特新規＋業種追加	3と4を同時に申請する場合
7	般・特新規＋更新	3と5を同時に申請する場合（注1）
8	業種追加＋更新	4と5を同時に申請する場合（注1）
9	般・特新規＋業種追加＋更新	3と4と5を同時に更新する場合（注1）

(注1) 7・8・9の申請については、許可の有効期間が十分（2か月程度）残っているうちに窓口に御相談の上、申請してください。

(注2) 個人から法人への組織変更や企業合併等が予想される場合には、あらかじめ窓口にご相談ください。

許可（認可）

- イ 申請書受付後、審査を行い、基準を満たすと許可（認可）になります。
- ロ 新規申請の許可については、申請書受付後おおむね35日の期間を要します。

許可通知書の交付

- イ 「許可通知書」は申請した窓口で交付します。
- ロ 建設業許可通知書は、再交付しません。紛失等の際には、建設業許可証明書を受けてください。
- （P. 1 2 7 参照）

許可申請の取下げ

許可申請をした者が、都合によりその申請の取下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」を提出してください。受付後に申請書類をお返ししますが、申請手数料は還付されません。

【所在地別管轄土木事務所一覧】

所管区域	申請書等提出先	所在地	電話番号
白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	大河原土木事務所 総務班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎 3 階)	0224-53-3135
仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡、宮城郡、黒川郡	仙台土木事務所 総務班	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町 4-1-2	022-297-4113
大崎市、栗原市、加美郡、遠田郡	北部土木事務所 総務班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎 5 階)	0229-91-0731
石巻市、東松島市、登米市、牡鹿郡	東部土木事務所 総務班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎 5 階)	0225-98-3157
気仙沼市、本吉郡	気仙沼土木事務所 総務班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6	0226-22-2622

6 許可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)

建設業許可申請書類等一覧

綴順	様式番号	提出書類	頁	新規	追加	更新	摘要
1	表紙	建設業許可申請書	30	○	○	○	知事許可の場合必要
2	第一号	建設業許可申請書	31	○	○	○	
3	別紙一	役員等の一覧表	34	○	○	○	個人の場合も必要
4	別紙二（1）	営業所一覧表（新規許可等）	35	○	○		
5	別紙二（2）	営業所一覧表（更新）	36			○	
6	別紙三	収入証紙等貼付書	37	○	○	○	
7	別紙四	営業所技術者等一覧表	38	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	40-49	○	○		業種別に作成、実績なしでも添付、追加の場合は追加業種分のみ
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	○	○		
10	第四号	使用人数	52	○	○		
11	第六号	誓約書	53	○	○	○	
12	第七号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	54	○	○	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	○	○	○	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	○	○	○	
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	○	○	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	○	○	○	
17	第七号の三	健康保険等の加入状況	66	○	○	○	
18	第八号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	68	○	○		
19		監理技術者資格者証	—	○	○		
20		卒業証明書	—	○	○		必要な場合のみ
21		資格証明書の写	—	○	○		P.71～77の表の技術者の資格区分に該当するもののみ
22	第九号	実務経験証明書	78	○	○		証明者別に作成
23	第十号	指導監督の実務経験証明書	79	○	○		証明者別に作成
24	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	80	○	○	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二（1）別紙二（2）の「従たる営業所」を記入したもののみ
25	第十二号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調査	81	○	○	○	監査役は不要 経営業務の管理責任者は作成不要
26		登記されていないことの証明書（注2）	82	○	○	○	発行後3か月以内のもの 経営業務の管理責任者分も添付必要、株主等は不要
27		身元（身分）証明書（注2）	83	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
28	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	84	○	○	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二（1）別紙二（2）の「従たる営業所」を記入したもののみ
29		登記されていないことの証明書（注2）	82	○	○	○	発行後3か月以内のもの
30		身元（身分）証明書（注2）	83	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
31		定款（欄外の説明をご参照ください）	—	○		△	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの（議事録を含む）
32	第十四号	株主（出資者）調査	85	○		△	法人のみ

6 許可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)

建設業許可申請書類等一覧

綴順	様式番号	提出書類	頁	新規	追加	更新	摘要
1	表紙	建設業許可申請書	30	○	○	○	知事許可の場合必要
2	第一号	建設業許可申請書	31	○	○	○	
3	別紙一	役員等の一覧表	34	○	○	○	個人の場合も必要
4	別紙二（1）	営業所一覧表（新規許可等）	35	○	○		
5	別紙二（2）	営業所一覧表（更新）	36			○	
6	別紙三	収入証紙等貼付書	37	○	○	○	
7	別紙四	専任技術者一覧表	38	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	40-49	○	○		業種別に作成、実績なしでも添付、追加の場合は追加業種分のみ
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	○	○		
10	第四号	使用人数	52	○	○		
11	第六号	誓約書	53	○	○	○	
12	第七号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	54	○	○	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	○	○	○	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	○	○	○	
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	○	○	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	○	○	○	
17	第七号の三	健康保険等の加入状況	66	○	○	○	
18	第八号	専任技術者証明書（新規・変更）	68	○	○		
19		監理技術者資格者証	—	○	○		
20		卒業証明書	—	○	○		必要な場合のみ
21		資格証明書の写	—	○	○		P.71～77の表の技術者の資格区分に該当するもののみ
22	第九号	実務経験証明書	78	○	○		証明者別に作成
23	第十号	指導監督の実務経験証明書	79	○	○		証明者別に作成
24	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	80	○	○	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二（1）別紙二（2）の「従たる営業所」を記入したもののみ
25	第十二号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調査	81	○	○	○	監査役は不要 経営業務の管理責任者は作成不要
26		登記されていないことの証明書（注2）	82	○	○	○	発行後3か月以内のもの 経営業務の管理責任者分も添付必要、株主等は不要
27		身元（身分）証明書（注2）	83	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
28	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	84	○	○	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二（1）別紙二（2）の「従たる営業所」を記入したもののみ
29		登記されていないことの証明書（注2）	82	○	○	○	発行後3か月以内のもの
30		身元（身分）証明書（注2）	83	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
31		定款（欄外の説明をご参照ください）	—	○		△	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの（議事録を含む）
32	第十四号	株主（出資者）調査	85	○		△	法人のみ

新（改定後）

33	財務諸表表紙 第十五号 第十六号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注3）	86-102	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表
34	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	86-103-106	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
35		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	○		○	発行後3か月以内のもの
36	第二十号	営業の沿革	107	○		○	
37	第二十号の二	所属建設業者団体	108	○		△	該当なしの場合も添付
38		納税証明書（原本）	—	○			・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		○			・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
39	第二十号の三	主要取引金融機関名	109	○		△	
40		既に受けている建設業の許可通知書	—	△			許可換え新規の場合必要
41		委任状	—	☆	☆	☆	代理申請の場合 発行後3か月以内のもの
確認資料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	—	○	○	○	
		営業所所在地の確認資料	33	○			
		財産的基礎の確認資料（注4）	21	○	○	○	
		適正な経営体制の確認資料	56, 57, 64, 65	○	△		P57、P65(注6)要確認
		実務経験の確認資料	69、78	○	○		国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	○	○	○	

○印→必要とする書類

△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類

☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 19～23について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で営業所技術者等になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 26、No. 27、No. 29、No. 30「登記されていないことの証明書」及び「身元（身分）証明書」について
取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）No. 33の附属明細表〔様式第十七号の三〕について

資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

※法第十七条の二、三に規定される譲渡・合併・分割・相続を伴う認可申請書類については、本手引き記載例の様式とは異なりますので、御注意ください。

様式は、事業管理課HPに掲載しております。これらの申請にあたっては、お早めに管轄の土木事務所へ御相談願います。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iigyokanri/kyokashinseisho20201001.html>

旧（改定前）

33	財務諸表表紙 第十五号 第十六号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注3）	86-102	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表
34	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	86-103-106	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
35		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	○		△	発行後3か月以内のもの
36	第二十号	営業の沿革	107	○		○	
37	第二十号の二	所属建設業者団体	108	○		△	該当なしの場合も添付
38		納税証明書（原本）	—	○			・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		○			・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
39	第二十号の三	主要取引金融機関名	109	○		△	
40		既に受けている建設業の許可通知書	—	△			許可換え新規の場合必要
41		委任状	—	☆	☆	☆	代理申請の場合 発行後3か月以内のもの
確認資料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	—	○	○	○	
		営業所所在地の確認資料	33	○			
		財産的基礎の確認資料（注4）	21	○	○	○	
		適正な経営体制の確認資料	56, 57, 64, 65	○	△		P57,P65(注6)要確認
		実務経験の確認資料	69、78	○	○		国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	○	○	○	

○印→必要とする書類

△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類

☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 19～23について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者等になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 26、No. 27、No. 29、No. 30「登記されていないことの証明書」及び「身元（身分）証明書」について
取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）No. 33の附属明細表〔様式第十七号の三〕について

資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

※法第十七条の二、三に規定される譲渡・合併・分割・相続を伴う認可申請書類については、**本手引き記載例の様式とは異なります**ので、御注意ください。

様式は、事業管理課HPに掲載しております。これらの申請にあたっては、お早めに管轄の土木事務所へ御相談願います。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iigyokanri/kyokashinseisho20201001.html>

新（改定後）

- （注４）確認資料「財産的基礎の確認資料」について
- ・新規申請の場合、下記①又は②で確認します。
 - ・１回目の更新の場合、下記①又は②で確認します。
 - ・２回目以降の更新申請の場合、下記①、②又は③で確認します。
 - ・業種追加申請の場合、下記①、②又は③で確認します。
- ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認
→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。
- ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認
→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」※申請受理前１か月以内のものにより確認。
- ③「直前５年間**宮城県知事**許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。
→詳細はP21を御覧ください。

定款について

設立後変更がない場合は原始定款の写し（公証人の認証部分を含む）を、設立以降に変更があった場合には原始定款と株主総会の議事録の写しを添付する必要がありますが、何度も変更があった場合には現在定款を改めてまとめた上で代表者による**原本証明**（３部全てに証明日と「当社の現行定款に相違ない」旨と所在地、名称、代表者役職及び代表者名を記載）を行ったものを提出してください。

●一般建設業の**営業所技術者**になり得る「複数業種に係る実務経験」の一覧

（P.19、の【注４】の内容）

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
熟絶縁工事業	建築工事業及び熟絶縁工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、熟絶縁工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者

旧（改定前）

- （注４）確認資料「財産的基礎の確認資料」について
- ・新規申請の場合、下記①又は②で確認します。
 - ・１回目の更新の場合、下記①又は②で確認します。
 - ・２回目以降の更新申請の場合、下記①、②又は③で確認します。
 - ・業種追加申請の場合、下記①、②又は③で確認します。
- ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認
→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。
- ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認
→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」※申請受理前１か月以内のものにより確認。
- ③直前５年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。
→詳細はP21を御覧ください。

定款について

設立後変更がない場合は原始定款の写し（公証人の認証部分を含む）を、設立以降に変更があった場合には原始定款と株主総会の議事録の写しを添付する必要がありますが、何度も変更があった場合には**現在定款**を改めてまとめた上で**代表者による原本証明**（３部全てに証明日と「当社の現行定款に相違ない」旨と所在地、名称、代表者役職及び代表者名を記載）**を行ったものを提出**してください。

●一般建設業の営業所専任技術者になり得る「複数業種に係る実務経験」の一覧

（P.19、の【注４】の内容）

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
熟絶縁工事業	建築工事業及び熟絶縁工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、熟絶縁工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者

新（改定後）

(2) 建設業許可申請書〔様式第一号〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

※法第十七条の二、三に規定される**譲渡・合併・分割・相続**を伴う**認可申請書類**については、**本手引き記載例の様式とは異なります**ので、御注意ください。
様式は、事業管理課HPに掲載しております。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。
 (例) (登記上) ○○市……
 (事実上) ○○市……

行政書士が作成を代理している場合、申請者欄に2段書きで記名する。
※この場合、行政書士法施行規則第9条の規定により、行政書士の職印が必要です。

枠内は記入しないこと。

この部分の
ガナはいら
い

新規・許可換
の場合は上段
のみ
記入する。

濁点、半濁点
1文字とする。
(例): ダ ハ

市区町村コード
表(P.33)の
を記入する。

右詰めで記
る。

しない。

許可換え申請
場合のみ記
する。

(注1)

カラム欄に記入する字体について

○ 法人の場合は、商号、代表者名は登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)による。

(2) 建設業許可申請書〔様式第一号〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

※法第十七条の二、三に規定される**譲渡・合併・分割・相続**を伴う認可申請書類については、**本手引き記載例の様式とは異なります**ので、御注意ください。
様式は、事業管理課HPに掲載しております。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。
 (例) (登記上) ○○市……
 (事実上) ○○市……

行政書士が作成を代理している場合、申請者欄に2段書きで記名する。
※この場合、行政書士法施行規則第9条の規定により、行政書士の職印が必要です。

枠内は記入しないこと

この部分の
ガナはいら
い

新規・許可換
の場合は上
のみ
記入する。

濁点, 半濁点
1文字とする
(例): ダ

市区町村コ
表(P.33)の
を記入する。

右詰めで記
る。

しない。

許可換え申請
場合のみ記
する。

(注1)

カラム欄に記入する字体について

○ 法人の場合は、商号、代表者名は登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)による。

(6) 営業所技術者等一覧表〔別紙四〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

〈記載対象者〉
①許可申請の場合
今回申請する業種の**営業所技術者等**だけでなく、既に許可を受けている場合にはその**営業所技術者等**も含む全員を記載すること。
②変更届の場合
変更後の**営業所技術者等**全員を記載すること。

営業所技術者等一覧表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

営業所一覧表
(更新)〔別紙二
(2)〕に記載し
た営業所を、記
載した順にすべ
て記載する。

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	菅 原 三 郎	土-9、ヒ-9	13
〃	永 浦 四 郎	内-9	37
古川支店	馬 場 仁	園-4	02

〈営業所技術者等の常勤性の確認〉

・次の**営業所技術者等**については、標準報酬決定通知書で常勤性を確認します。

①新規、更新申請の場合
本様式に記載した者全員

②追加、般特新規申請の場合
申請に係る者のみ

③変更届の場合
変更のあった者(削除する者を除く)のみ

営業所技術者等と
なっている業種の略
号を記入する。

P.71記載要領の建
設業の種類・有資格
区分のコード番号表
にしたがって該当する
数字を記入する。

国家資格者はP.72～77の
資格表を参照し、該当する
コード番号を記入する。

＜資格証明書＞

1 級技術検定(第一次検定)合格証明書

本籍 宮城県
氏名 牛坂 洋子
昭和57年6月23日生

()

建設業法の規定に基づく令和 3 年度土木
施工管理に関する 1 級の第一次検定に合格
したことを証し、1 級土木施工管理技士補
と称することを認める。

令和○年○月○日

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

1 級技術検定(第二次検定)合格証明書

本籍 宮城県
氏名 牛坂 洋子
昭和57年6月23日生

()

建設業法の規定に基づく令和 3 年度土木
施工管理に関する 1 級の第二次検定に合格
したことを証し、1 級土木施工管理技士と
称することを認める。

令和○年○月○日

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

1 級建築士免許証明書

牛坂 洋子 昭和57年6月23日生

登録番号 第一〇〇〇〇〇一号
一級建築士
登録年月日 令和○年○月○日

()

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)により
免許された一級建築士であることを証明する。
令和○年○月○日

中央指定登録機関
社団法人日本建築士会連合会会長 ○○ ○○

社団法人日本建築士会連合会は建築士法第十条の四第1 項の
規定により国土交通大臣が指定した中央指定登録機関である。

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

(6) 専任技術者一覧表〔別紙四〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

〈記載対象者〉
①許可申請の場合
今回申請する業種の**専任技術者**だけでなく、既に許可を受けている場合にはその**専任技術者**も含む全員を記載すること。
②変更届の場合
変更後の**専任技術者**全員を記載すること。

専任技術者一覧表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

営業所一覧表
(更新)〔別紙二
(2)〕に記載し
た営業所を、記
載した順にすべ
て記載する。

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	菅 原 三 郎	土-9、ヒ-9	13
〃	永 浦 四 郎	内-9	37
古川支店	馬 場 仁	園-4	02

〈専任技術者の常勤性の確認〉

・次の専任技術者については、標準報酬決定通知書で常勤性を確認します。

①新規、更新申請の場合
本様式に記載した者全員

②追加、般特新規申請の場合
申請に係る者のみ

③変更届の場合
変更のあった者(削除する者を除く)のみ

専任技術者となっ
ている業種の略号を
記入する。

P.71記載要領の建
設業の種類・有資格
区分のコード番号表
にしたがって該当する
数字を記入する。

国家資格者はP.72～77の
資格表を参照し、該当する
コード番号を記入する。

＜資格証明書＞

1 級技術検定(第一次検定)合格証明書

本籍 宮城県
氏名 牛坂 洋子
昭和57年6月23日生

()

建設業法の規定に基づく令和 3 年度土木
施工管理に関する 1 級の第一次検定に合格
したことを証し、1 級土木施工管理技士補
と称することを認める。

令和○年○月○日

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

1 級技術検定(第二次検定)合格証明書

本籍 宮城県
氏名 牛坂 洋子
昭和57年6月23日生

()

建設業法の規定に基づく令和 3 年度土木
施工管理に関する 1 級の第二次検定に合格
したことを証し、1 級土木施工管理技士と
称することを認める。

令和○年○月○日

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

1 級建築士免許証明書

牛坂 洋子 昭和57年6月23日生

登録番号 第一〇〇〇〇〇一号
一級建築士
登録年月日 令和○年○月○日

()

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)により
免許された一級建築士であることを証明する。
令和○年○月○日

中央指定登録機関
社団法人日本建築士会連合会会長 ○○ ○○

社団法人日本建築士会連合会は建築士法第十条の四第1 項の
規定により国土交通大臣が指定した中央指定登録機関である。

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が**営業所技術者等**となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「１」・・・・・・・・法第７条第２号イ該当
 - 「４」・・・・・・・・法第７条第２号ロ該当
 - 「７」・・・・・・・・法第７条第２号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「２」・・・・・・・・法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当
 - 「３」・・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「５」・・・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当
 - 「６」・・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「８」・・・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当
 - 「９」・・・・・・・・法第15条第２号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が**営業所技術者等**として該当する法第７条第２号及び法第15条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第15条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「１」・・・・・・・・法第７条第２号イ該当
 - 「４」・・・・・・・・法第７条第２号ロ該当
 - 「７」・・・・・・・・法第７条第２号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「２」・・・・・・・・法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当
 - 「３」・・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「５」・・・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当
 - 「６」・・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「８」・・・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当
 - 「９」・・・・・・・・法第15条第２号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第７条第２号及び法第15条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第15条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

（７） 工事経歴書〔様式第二号〕

○共通事項

許可を申請する【受けている（受けようとする）】「建設工事の種類」ごとに、「完成工事」「未成工事」に分けて記載します。

許可を申請しない【受けていない（受けようしない）】建設工事は、「建設工事の種類」を「その他」として別葉に記載します。

請負金額が少額であっても、複数の契約を「ほか○件」というように合算して記載することはできません。

一定の期間を通じた基本契約や１件の請負契約で複数の工事を施工する場合は、契約１件に対応する請負金額総額で記載します。このときの「工事名」の欄は、「○○○
○（施工場所、施設名）ほか○件□□□□（工事の種類）工事」のように記載します。

１件の請負契約を複数の工種に分割して記載することはできません。附帯工事がある場合など１件の請負契約に複数の工種が含まれている場合は、見積書等を参照し、費用の割合がもっとも大きい工種に対応する「建設工事の種類」に計上してください。

請負代金は千円未満を切り捨てて記載してください。

○完成工事の記載方法

	経営事項審査を受けない場合	経営事項審査を受ける場合
消費税処理方式	税込・税抜どちらでも可 (会計上採用している消費税処理方式で記載する。)	税抜
【第１段階】		
記載する工事	元請・下請関係なく請負金額が大きい工事から順に記載する。	請負金額が大きい <u>元請工事</u> から順に記載する。
記載を終了する条件	次のいずれかの条件に当てはまったら記載を終了する。	
	☐ 記載した工事の請負金額の合計が完成工事高の７割を超える ☐ 記載件数が２０件に到達する <u>(削除)</u>	☐ 記載した元請工事の請負金額の合計が１，０００億円を超える 次の条件に該当した場合は【第２段階】に進む。 ☐ 記載した元請工事の請負金額の合計が元請完成工事高の７割を超える ☐ 軽微な元請工事(※)の記載件数が１０件に到達する

（７） 工事経歴書〔様式第二号〕

○共通事項

許可を申請する【受けている（受けようとする）】「建設工事の種類」ごとに、「完成工事」「未成工事」に分けて記載します。

許可を申請しない【受けていない（受けようしない）】建設工事は、「建設工事の種類」を「その他」として別葉に記載します。

請負金額が少額であっても、複数の契約を「ほか○件」というように合算して記載することはできません。

一定の期間を通じた基本契約や１件の請負契約で複数の工事を施工する場合は、契約１件に対応する請負金額総額で記載します。このときの「工事名」の欄は、「○○○
○（施工場所、施設名）ほか○件□□□□（工事の種類）工事」のように記載します。

１件の請負契約を複数の工種に分割して記載することはできません。附帯工事がある場合など１件の請負契約に複数の工種が含まれている場合は、見積書等を参照し、費用の割合がもっとも大きい工種に対応する「建設工事の種類」に計上してください。

請負代金は千円未満を切り捨てて記載してください。

○完成工事の記載方法

	経営事項審査を受けない場合	経営事項審査を受ける場合
消費税処理方式	税込・税抜どちらでも可 (会計上採用している消費税処理方式で記載する。)	税抜
【第１段階】		
記載する工事	元請・下請関係なく請負金額が大きい工事から順に記載する。	請負金額が大きい <u>元請工事</u> から順に記載する。
記載を終了する条件	次のいずれかの条件に当てはまったら記載を終了する。	
	☐ 記載した工事の請負金額の合計が完成工事高の７割を超える ☐ 記載件数が２０件に到達する ☐ 軽微な工事(※)の記載件数が１０件に到達する →税務署で受付が完了している確定申告書一式を提示する	☐ 記載した元請工事の請負金額の合計が１，０００億円を超える 次の条件に該当した場合は【第２段階】に進む。 ☐ 記載した元請工事の請負金額の合計が元請完成工事高の７割を超える ☐ 軽微な元請工事(※)の記載件数が１０件に到達する

新（改定後）

（８） 直前３年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕

（当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。）

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

様式第二号にあわせて税込か税抜に丸を付す。経営事項審査を受ける場合は、税抜となる。

（用紙Ａ４）

直前３年の各事業年度における工事施工金額

許可申請の申請直前の３年分を決算期別に記入する。

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注 文 者 の 区 分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合 計
		土木一式工事	とび土工事	内装仕上工事	造 園工事		
第４２期 令和元年１０月１日から 令和２年９月３０日まで	元 公 共	1,178,701	0	0	0	0	1,178,701
	請 民 間	46,894	0	1,213	0	0	48,107
	下 請	0	136,346	0	0	500	136,846
	計	1,225,595	136,346	1,213	0	500	1,363,654
第４３期 令和２年１０月１日から 令和３年９月３０日まで	元 公 共	1,171,988	0	0	0	0	1,171,988
	請 民 間	46,627	31,727	1,941	12,550	0	92,845
	下 請	0	51,608	0	2,013	0	53,621
	計	1,218,615	83,335	1,941	14,563	0	1,318,454
第４４期 令和３年１０月１日から 令和４年９月３０日まで	元 公 共	1,272,898	0		0	0	1,272,898
	請 民 間	50,486	2,041		12,621	0	65,148
	下 請	0	85,157		0	13,320	98,477
	計	1,323,384	87,198		12,621	13,320	1,436,523
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 公 共 請 民 間 下 請 計						
第４４期中に内装仕上工事業を廃業した場合。 第４４期以降の内装仕上工事の施工金額は、「その他の建設工事」として記載する。 第４３期中に造園工事業を追加した場合。 第４２期までの造園工事の施工金額は、「その他の建設工事」として記載する。 財務諸表の完成工事高と一致する。 <記載要領補足> - 許可を受けている建設工事（新規・業種追加等許可申請書に添付する場合には、許可を受けようとする建設工事を含む）の種類ごとに区分して記載する。 - 許可を受けていない（受けようしない）建設工事については、「その他の建設工事」として記載する。 - 一部廃業届出をした場合は、廃業した業種の建設工事についても「その他の建設工事」として記載する。 - 千円未満は切り捨てて記載する。 - 新規設立法人で決算期が到来していない業者については、「決算未到来」と記載する。							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前３年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第１８条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が５業種以上にわたるため、用紙が２枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「０」と記載すること。

<注意事項>

既に税込額で決算変更届を提出している事業者が経営事項審査を受ける場合は、決算変更届について訂正届出書（P.126）を提出する必要があります（免税事業者除く）。
なお、経営事項審査については、土木部事業管理課へお問い合わせください。

旧（改定前）

（８） 直前３年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕

（当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。）

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

様式第二号にあわせて税込か税抜に丸を付す。経営事項審査を受ける場合は、税抜となる。

（用紙Ａ４）

直前３年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注 文 者 の 区 分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合 計
		土木一式工事	とび土工事	内装仕上工事	造 園工事		
第４２期 令和元年１０月１日から 令和２年９月３０日まで	元 公 共	1,178,701	0	0	0	0	1,178,701
	請 民 間	46,894	0	1,213	22,330	0	70,437
	下 請	0	136,346	0	0	0	136,346
	計	1,225,595	136,346	1,213	22,330	0	1,385,484
第４３期 令和２年１０月１日から 令和３年９月３０日まで	元 公 共	1,171,988	0	0	0	0	1,171,988
	請 民 間	46,627	31,727	1,941	12,550	0	92,845
	下 請	0	51,608	0	2,013	0	53,621
	計	1,218,615	83,335	1,941	14,563	0	1,318,454
第４４期 令和３年１０月１日から 令和４年９月３０日まで	元 公 共	1,272,898	0	0	0	0	1,272,898
	請 民 間	50,486	2,041	0	12,621	0	65,148
	下 請	0	85,157	0	0	13,320	98,477
	計	1,323,384	87,198	0	12,621	13,320	1,436,523
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 公 共 請 民 間 下 請 計						
許可申請の申請直前の３年分を決算期別に記入する。 許可を受けている建設工事（新規・業種追加等許可申請書に添付する場合には、許可を受けようとする建設工事を含む）の種類ごとに区分して記載する。 許可を受けていない（受けようしない）建設工事については、「その他の建設工事」として記載する。 千円未満は切り捨てて記載してください。 用紙が２枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入する。 財務諸表の完成工事高と一致する。 新規設立法人で決算期が到来していない業者については、「決算未到来」と記載する。							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前３年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第１８条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が５業種以上にわたるため、用紙が２枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「０」と記載すること。

<注意事項>

既に税込額で決算変更届を提出している事業者が経営事項審査を受ける場合は、決算変更届について訂正届出書（P.126）を提出する必要があります（免税事業者除く）。
なお、経営事項審査については、土木部事業管理課へお問い合わせください。

直前3年に課税期と免税期が混在する場合の記載例（※）

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

どちらにも丸は付さない。（用紙A4）

直前3年の各事業年度における工事施工金額（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		内装仕上工事	造園工事	工事	工事		
第42期（免税） 令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	元請 公共	0	0			0	0
	民 間	1,123	2,330			0	3,543
	下 請	0	0			0	0
	計	1,213	2,330			0	3,543
第43期（税抜） 令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	元請 公共	0	0			0	0
	民 間	1,941	2,550			0	4,491
	下 請	0	2,013			0	2,013
	計	1,941	4,563			0	6,504
第44期（税込） 令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで	元請 公共	0	0			0	0
	民 間	0	12,621			0	12,621
	下 請	0	0			3,320	3,320
	計	0	12,621			3,320	15,941
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請 公共						
	民 間						
	下 請						
	計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請 公共						
	民 間						
	下 請						
	計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請 公共						
	民 間						
	下 請						
	計						

税込みの場合は、消費税額を（ ）朱書きする。

財務諸表の完成工事高と一致する。

許可を受けている建設工事（新規・業種追加等許可申請書に添付する場合には、許可を受けようとする建設工事を含む）の種類ごとに区分して記載する。許可を受けていない（受けようとしな）建設工事については、「その他の建設工事」として記載する。

許可申請の申請直前の3年分を決算期別に記入する。

用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入する。

- <注意事項>
- （1）経営事項審査を受けない方で、会社の決算が消費税込み処理方式による場合はすべて税込額で記載して下さい。
- （2）これまで経営事項審査を受けていない方が、経営事項審査を受けようとする場合、本頁の記載方法（直近の1年分を税抜にして上記の混在する記載方法）をするのではなく、直近3期分の工事施工金額を全て税抜にして決算変更届を提出してください。
- （3）既に税込額で決算変更届を提出している事業者が経営事項審査を受ける場合は、決算変更届について訂正届出書（P.126）を提出する必要があります（免税事業者除く）。
なお、経営事項審査については、土木部事業管理課へお問い合わせください。

直前3年に課税期と免税期が混在する場合の記載例（※）

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

どちらにも丸は付さない。（用紙A4）

直前3年の各事業年度における工事施工金額（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		内装仕上工事	造園工事	工事	工事		
第42期（税込） 令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	元請 公共	0	0			0	0
	民 間	1,123	2,330			0	3,543
	下 請	0	0			0	0
	計	1,213	2,330			0	3,543
第43期（税抜） 令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	元請 公共	0	0			0	0
	民 間	1,941	2,550			0	4,491
	下 請	0	2,013			0	2,013
	計	1,941	4,563			0	6,504
第44期（税込） 令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで	元請 公共	0	0			0	0
	民 間	0	12,621			0	12,621
	下 請	0	0			3,320	3,320
	計	0	12,621			3,320	15,941
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請 公共						
	民 間						
	下 請						
	計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請 公共						
	民 間						
	下 請						
	計						

税込みの場合は、消費税額を（ ）朱書きする。

財務諸表の完成工事高と一致する。

許可を受けている建設工事（新規・業種追加等許可申請書に添付する場合には、許可を受けようとする建設工事を含む）の種類ごとに区分して記載する。許可を受けていない（受けようとしな）建設工事については、「その他の建設工事」として記載する。

許可申請の申請直前の3年分を決算期別に記入する。

用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入する。

- <注意事項>
- （1）経営事項審査を受けない方で、会社の決算が消費税込み処理方式による場合はすべて税込額で記載して下さい。
- （2）これまで経営事項審査を受けていない方が、経営事項審査を受けようとする場合、本頁の記載方法（直近の1年分を税抜にして上記の混在する記載方法）をするのではなく、直近3期分の工事施工金額を全て税抜にして決算変更届を提出してください。
- （3）既に税込額で決算変更届を提出している事業者が経営事項審査を受ける場合は、決算変更届について訂正届出書（P.126）を提出する必要があります（免税事業者除く）。
なお、経営事項審査については、土木部事業管理課へお問い合わせください。

（９）使用人数〔様式第四号〕

（当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。）

主任技術者等として各工事現場に配置
することができる者及び営業所技術者等
の合計を記載します。

その他常時雇用となっていて
工事作業に従事する者の数を
記載します。

法人で兼業がある場合には、建設
業以外に従事する職員を除くこと。

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

令和 年 月 日（用紙A 4）

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本 店	10人	5人	3人	18人
吉川支店	2人	2人	1人	5人
別紙二(1)及び別紙二(2) に記載した順に記載する。	○法人の場合、役員を含む。ただし、監査役は含めない。 ○個人の場合、事業主を含む。 ○兼業に従事する者、パート、アルバイト職員は除く。			
	○新規申請等の場合は、申請時点の人数 ○決算の変更届出書に添付する場合は、決算期末日の人数			
合 計	12人	7人	4人	23人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割した後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

（９）使用人数〔様式第四号〕

（当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。）

主任技術者等として各工事現場に配置
することができる者及び営業所専任技術
者の合計を記載します。

その他常時雇用となっていて
工事作業に従事する者の数を
記載します。

法人で兼業がある場合には、建設
業以外に従事する職員を除くこと。

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

令和 年 月 日（用紙A 4）

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本 店	10人	5人	3人	18人
吉川支店	2人	2人	1人	5人
別紙二(1)及び別紙二(2) に記載した順に記載する。	○法人の場合、役員を含む。ただし、監査役は含めない。 ○個人の場合、事業主を含む。 ○兼業に従事する者、パート、アルバイト職員は除く。			
	○新規申請等の場合は、申請時点の人数 ○決算の変更届出書に添付する場合は、決算期末日の人数			
合 計	12人	7人	4人	23人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割した後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号イ該当の場合）	
新 規 ・ 追 加	1 常勤性を証明するものとして、法人はイ→ロ→ハ→ニの順に次のいずれか（個人事業主はニによる） イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写又は70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び第二表の写 ※標準報酬月額の確認を行います。 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。次ページを御参照ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合）は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。
	2 役職名及び経験年数を確認するもの イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。 ロ 令第3条に規定する使用人にあっては、期間分の建設業許可申請書（表紙及び様式第一号）及び変更届出書（着任時と退任時の様式第二十二号の二）の副本の写（土木事務所等の受付印が確認できないものは不可。） ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写 ニ 執行役員等（※）で申請する場合の確認資料（①～④の要件を全て満たす必要があります。） ※取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者。 ①執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 組織図（写） ②業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 業務分掌規程（写） ③取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録のいずれか（写） ④執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類 取締役会の議事録、人事発令書のいずれか（写）
	ホ 経営業務補佐経験で申請する場合の確認資料（①～③の要件を全て満たす必要があります。） ①被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 組織図（写） ②被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類 業務分掌規程、過去の稟議書のいずれか（写） ③補佐経験の期間を確認するための書類 人事発令書（写）
	3 法第7条第1号（規則第7条第1号イ）の期間を証明するものとして次のいずれか イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写 ロ 工事請負契約書、又は、注文書等（期間分）の写（工事請書のみの提出は不可。また、注文者の押印のないものや担当者の押印のみの契約書・注文書等は不可。）

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号イ該当の場合）	
新 規 ・ 追 加	1 常勤性を証明するものとして、法人はイ→ロ→ハ→ニの順に次のいずれか（個人事業主はニによる） イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写又は70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び第二表の写 ※標準報酬月額の確認を行います。 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。次ページを御参照ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合）は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。
	2 役職名及び経験年数を確認するもの イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。 ロ 令第3条に規定する使用人にあっては、期間分の建設業許可申請書（表紙及び様式第一号）及び変更届出書（着任時と退任時の様式第二十二号の二）の副本の写（土木事務所等の受付印が確認できないものは不可。） ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写 ニ 執行役員等（※）で申請する場合の確認資料（①～④の要件を全て満たす必要があります。） ※取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者。 ①執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 組織図（写） ②業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 業務分掌規程（写） ③取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録のいずれか（写） ④執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類 取締役会の議事録、人事発令書のいずれか（写）
	ホ 経営業務補佐経験で申請する場合の確認資料（①～③の要件を全て満たす必要があります。） ①被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 組織図（写） ②被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類 業務分掌規程、過去の稟議書のいずれか（写） ③補佐経験の期間を確認するための書類 人事発令書（写）
	3 法第7条第1号（規則第7条第1号イ）の期間を証明するものとして次のいずれか イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写 ロ 工事請負契約書、又は、注文書等（期間分）の写（工事請書のみの提出は不可）

新（改定後）

	ハ 発注証明書、領収書又は請求書及び入金確認書の写（期間分）
更新	常勤性を証明するものとして上記１のイーローハ→ニの順にいずれか

（注１）変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

（注２）確認資料として令和６年１２月以前に税務署へ提出した確定申告書を提出する場合は、収受日付印の押なつがあるものを提出してください。

また、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

（注３）経験年数については、概ね四半期に１件程度の工事を確認します。

（工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。）

変更届出書（決算報告）で証明する場合は、決算日までの工期が属する工事が対象となります。

なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和４５年法律第９６号）第３条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。

また、消防設備工事については、消防法により消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、工事に従事できないため、有資格者の実務経験のみ経験年数として認めます。

さらに、建設リサイクル法施行後の解体工事の経験は、土木工事業、建築工事業、もしくは解体工事業許可または建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験年数として認めます。

（注４）必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

（注５）確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

（注６）宮城県知事許可において、過去に建設業法第７条第１号（規則第７条第１号イ）に規定される常勤役員等（令和２年９月３０日以前における経営業務の管理責任者）として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請（届出）に添付する常勤役員等証明書（様式第七号）と、過去に証明された常勤役員等証明書（様式第七号）（令和２年９月３０日以前における経営業務の管理責任者証明書（様式第七号））の記載内容が同一である場合、上記の「２ 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「３ 法第７条第１号（規則第７条第１号イ）の期間を証明するもの」に関する資料の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等証明書（様式第七号）（令和２年９月３０日以前における経営業務の管理責任者証明書（様式第七号））の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書（様式第一号）又は変更届出書（様式第二十二号の二）の副本の写し（土木事務所の受付印が確認できないものは不可。）を確認資料として添付してください。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※宮城県知事許可業者以外で常勤役員等として証明された者の場合は、資料の提出を省略することができません。

（注７）資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

（注８）出向者についても規則第７条第１号に定める常勤役員等（経営業務の管理責任者）及び**営業所技術者等**にすることができます。その場合は、通常の常勤性の確認資料のほかに、次に挙げる確認資料も用意するようお願いいたします。

なお、原則として出向者を工事現場の配置技術者とすることはできません。

出向者の常勤性を確認するための追加資料

- ・ 出向契約書・覚書の写し（契約書等に出向者の氏名が記載されていない場合は出向命令書又は辞令）
- ・ 賃金相当分の負担先（出向元又は出向先）が確認できるもの
- ・ 健康保険被保険者証の写し又は**所属企業の雇用証明書の写し**
- ・ 出向先の出勤簿の写し

旧（改定前）

	ハ 発注証明書、領収書又は請求書及び入金確認書の写（期間分）
更新	常勤性を証明するものとして上記１のイーローハ→ニの順にいずれか

（注１）変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

（注２）確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

（注３）経験年数については、概ね四半期に１件程度の工事を確認します。

（工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。）

変更届出書（決算報告）で証明する場合は、決算日までの工期が属する工事が対象となります。

なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和４５年法律第９６号）第３条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。

また、消防設備工事については、消防法により消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、工事に従事できないため、有資格者の実務経験のみ経験年数として認めます。

さらに、建設リサイクル法施行後の解体工事の経験は、土木工事業、建築工事業、もしくは解体工事業許可または建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験年数として認めます。

（注４）必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

（注５）確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

（注６）宮城県知事許可において、過去に建設業法第７条第１号（規則第７条第１号イ）に規定される常勤役員等（令和２年９月３０日以前における経営業務の管理責任者）として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請（届出）に添付する常勤役員等証明書（様式第七号）と、過去に証明された常勤役員等証明書（様式第七号）（令和２年９月３０日以前における経営業務の管理責任者証明書（様式第七号））の記載内容が同一である場合、上記の「２ 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「３ 法第７条第１号（規則第７条第１号イ）の期間を証明するもの」に関する資料の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等証明書（様式第七号）（令和２年９月３０日以前における経営業務の管理責任者証明書（様式第七号））の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書（様式第一号）又は変更届出書（様式第二十二号の二）の副本の写し（土木事務所の受付印が確認できないものは不可。）を確認資料として添付してください。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※宮城県知事許可業者以外で常勤役員等として証明された者の場合は、資料の提出を省略することができません。

（注７）資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

（注８）出向者についても規則第７条第１号に定める常勤役員等（経営業務の管理責任者）及び専任技術者にすることができます。その場合は、通常の常勤性の確認資料のほかに、次に挙げる確認資料も用意するようお願いいたします。

なお、原則として出向者を工事現場の配置技術者とすることはできません。

出向者の常勤性を確認するための追加資料

- ・ 出向契約書・覚書の写し（契約書等に出向者の氏名が記載されていない場合は出向命令書又は辞令）
- ・ 賃金相当分の負担先（出向元又は出向先）が確認できるもの
- ・ 健康保険被保険者証の写し
- ・ 出向先の出勤簿の写し

新（改定後）

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号ロ該当の場合）	
新 規 ・ 追 加	○常勤役員等について 1 常勤性を証明するものとして法人はイ→ロ→ハ→ニの順に次のいずれか（個人事業主はニによる） イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写又は70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写→個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び第二表の写 ※標準報酬月額の確認を行います。 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合）は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。
	2 役職名及び経験年数を確認するもの イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。 ロ 令第3条に規定する使用人については、期間分の建設業許可申請書（表紙及び様式第一号）及び変更届出書（着任時と退任時の様式第二十二号の二）の副本の写（土木事務所等の受付印が確認できないものは不可。） ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写 ※役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を証明する場合は、個別に御相談ください。
	3 法第7条第1号（規則第7条第1号ロ）の期間を証明するものとして次のいずれか ※建設業以外の会社における役員等の経験期間については添付不要。 イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写 ロ 工事請負契約書、又は、注文書等（期間分）の写（工事請書のみの提出は不可。また、注文者の押印のないものや担当者の押印のみの契約書・注文書等は不可。） ハ 発注証明書、領収書又は請求書及び入金確認書の写（期間分）
	○当該常勤役員等を直接に補佐する者について 個別に御相談ください。
更新	常勤性を証明するものとして上記1のイ→ロ→ハ→ニの順にいずれか

（注1）変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

（注2）確認資料として令和6年12月以前に税務署へ提出した確定申告書を提出する場合は、収受日付印の押なつがあるものを提出してください。

また、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

（注3）経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。

（工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。）

- 64 -

旧（改定前）

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号ロ該当の場合）	
新 規 ・ 追 加	○常勤役員等について 1 常勤性を証明するものとして法人はイーローハ→ニの順に次のいずれか（個人事業主はニによる） イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写又は70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び第二表の写 ※標準報酬月額の確認を行います。 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合）は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。
	2 役職名及び経験年数を確認するもの イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。 ロ 令第3条に規定する使用人にあっては、期間分の建設業許可申請書（表紙及び様式第一号）及び変更届出書（着任時と退任時の様式第二十二号の二）の副本の写（土木事務所等の受付印が確認できないものは不可。） ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写
	※役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を証明する場合は、個別に御相談ください。
	3 法第7条第1号（規則第7条第1号ロ）の期間を証明するものとして次のいずれか ※建設業以外の会社における役員等の経験期間については添付不要。 イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写 ロ 工事請負契約書、又は、注文書等（期間分）の写（工事請書のみの提出は不可） ハ 発注証明書、領収書又は請求書及び入金確認書の写（期間分） ○当該常勤役員等を直接に補佐する者について 個別に御相談ください。
更新	常勤性を証明するものとして上記1のイーローハ→ニの順にいずれか

（注1）変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

（注2）確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

（注3）経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。
（工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。）
変更届出書（決算報告）で証明する場合は、決算日までの工期が属する工事が対象となります。
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年

- 64 -

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。
(工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。)
変更届出書(決算報告)で証明する場合は、決算日までの工期が属する工事が対象となります。
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年

新（改定後）

（１６）健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕

様式第七号の三

（用紙Ａ４）

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出をします。

令和元年6月1日

地方整備局長 宮城県仙台市青葉区本町3-8-3
 北海道開発局長 申請者 株式会社 仙台建設
 宮城県 知事 殿 届出者 代表取締役 仙台 太郎

許可番号 国土交通省 許可（般特）第 号 令和 年 月 日
 宮城県 知事

(営業所毎の保険加入状況)		上記の提出区分が(2)の場合のみ記載する。				
営業所の名称	従業員数	保険加入の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本社	20人 (5人)	1	1	1	健康保険	〇〇 〇〇
					厚生年金保険	〇〇 〇〇
古川支店	10人 (0人)	3	3	3	雇用保険	〇〇 〇〇
					健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
個人事業主を含め を記載		1:加入 2:適用除外 3:一括適用・一括可 ※詳細は記載要領7、8、9を確認			記載事項 健康保険:事業所整理記号及び事業番号 厚生年金保険:事業所整理記号及び事業所番号 雇用保険:雇用保険にかかる労働保険番号	
合計	30人 (5人)				厚生年金保険	
					雇用保険	
		※注意! 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員(常勤・非常勤を問わず、監査役を除く。以下同じ。)、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。1週間の所定労働時間が20時間未満であるパート・アルバイト等の加入義務がない者を除く。)を記載すること。また、()内には、法人の場合は役員の人数を、個人事業主の場合は事業主及び同居の親族である従業員の人数を内数として記載すること。				

営業所一覧表に記載した順に記載

役員又は個人事業主を含め全ての人数を記載

1:加入
2:適用除外
3:一括適用・一括認可
※詳細は記載要領7、8、9を確認

記載事項
健康保険:事業所整理記号及び事業番号
厚生年金保険:事業所整理記号及び事業所番号
雇用保険:雇用保険にかかる労働保険番号

※注意!
「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員(常勤・非常勤を問わず、監査役を除く。以下同じ。)、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。1週間の所定労働時間が20時間未満であるパート・アルバイト等の加入義務がない者を除く。)を記載すること。また、()内には、法人の場合は役員の人数を、個人事業主の場合は事業主及び同居の親族である従業員の人数を内数として記載すること。

保険加入状況の確認資料

雇用保険	直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び領収書(写)
健康保険・厚生年金保険	次のうちのいずれか ・直近の被保険者標準報酬決定通知書(写)※被保険者等記号・番号にマスキングをすること。 ・直近の被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(写)※被保険者等記号・番号にマスキングをすること。

※加入手続きがお済みで通知が届いていない場合は、受け付けされた申請書の控え(写)を提出して下さい。
 ※協会けんぽ(全国健康保険協会)又は健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合は「1 加入」を記入して下さい。
 ※健康保険被保険者適用除外承認申請による承認を行って国保組合(国民健康保険組合※建設国保等)に加入している場合は「2 適用除外」を記載し、適用除外承認証(写)及び国民健康保険(組合)被保険者証又は資格確認書を提出して下さい。

※適用除外の例
 【雇用保険】
 従業員が一人もいない事業所(例:役員のみの法人事業所、事業主と専従者のみの個人事業所)
 【健康保険・厚生年金保険】
 従業員が4人以下の個人事業所(法人事業所は従業員の数にかかわらず適用事業所となります)

なお、保険に関するお問い合わせは、雇用保険についてはハローワークへ、健康保険・厚生年金保険については年金事務所へお願いいたします。

旧（改定前）

（１６）健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕

様式第七号の三

（用紙Ａ４）

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出をします。

令和元年6月1日

地方整備局長 宮城県仙台市青葉区本町3-8-3
 北海道開発局長 申請者 株式会社 仙台建設
 宮城県 知事 殿 届出者 代表取締役 仙台 太郎

許可番号 国土交通省 許可（般特）第 号 令和 年 月 日
 宮城県 知事

(営業所毎の保険加入状況)		上記の提出区分が(2)の場合のみ記載する。				
営業所の名称	従業員数	保険加入の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本社	20人 (5人)	1	1	1	健康保険	〇〇 〇〇
					厚生年金保険	〇〇 〇〇
古川支店	10人 (0人)	3	3	3	雇用保険	〇〇 〇〇
					健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
個人事業主を含め 数を記載		1:加入 2:適用除外 3:一括適用・一括可 ※詳細は記載要領7, 8, 9を確認	記載事項 健康保険:事業所整理記号及び事業番号 厚生年金保険:事業所整理記号及び事業所番号 雇用保険:雇用保険にかかると労働保険番号			
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	30人 (5人)	※注意！ 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員(常勤・非常勤を問わず、監査役を除く。以下同じ。)、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。1週間の所定労働時間が20時間未満であるパート・アルバイト等の加入義務がない者を除く。)を記載すること。また、()内には、法人の場合は役員の人数を、個人事業主の場合は事業主及び同居の親族である従業員 の人数を内数として記載すること。				

営業所一覧表に記載した順に記載

役員又は個人事業主を含め全ての人数を記載

1:加入
2:適用除外
3:一括適用・一括認可
※詳細は記載要領7、8、9を確認

記載事項
健康保険:事業所整理記号及び事業番号
厚生年金保険:事業所整理記号及び事業所番号
雇用保険:雇用保険にかかる労働保険番号

※注意!
「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員(常勤・非常勤を問わず、監査役を除く。以下同じ。)、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。1週間の所定労働時間が20時間未満であるパート・アルバイト等の加入義務がない者を除く。)を記載すること。また、()内には、法人の場合は役員の人数を、個人事業主の場合は事業主及び同居の親族である従業員の人数を内数として記載すること。

保険加入状況の確認資料

雇用保険	直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び領収書(写)
健康保険・厚生年金保険	次のうちのいずれか ・直近の被保険者標準報酬決定通知書(写)※被保険者等記号・番号にマスキングをすること。 ・直近の被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(写)※被保険者等記号・番号にマスキングをすること。

※加入手続きがお済みで通知が届いていない場合は、受け付けされた申請書の控え(写)を提出して下さい。
 ※協会けんぽ(全国健康保険協会)又は健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合は「1 加入」を記入して下さい。
 ※健康保険被保険者適用除外承認申請による承認を行って国保組合(国民健康保険組合※建設国保等)に加入している場合は「2 適用除外」を記載し、適用除外承認証(写)及び国民健康保険(組合)被保険者証を提出して下さい。

※適用除外の例
 【雇用保険】
 従業員が一人もいない事業所(例:役員のみの法人事業所、事業主と専従者のみの個人事業所)
 【健康保険・厚生年金保険】
 従業員が4人以下の個人事業所(法人事業所は従業員の数にかかわらず適用事業所となります)

なお、保険に関するお問い合わせは、雇用保険についてはハローワークへ、健康保険・厚生年金保険については年金事務所へお願いいたします。

営業所技術者等の確認資料

専任技術者の確認資料

新 規 ・ 追 加	1 現在の常勤性を証明するものとして法人はイ→ロ→ハ→ニの順に次のいずれか（個人事業主はニによる） イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写又は70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写→個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び第二表の写 ※標準報酬月額の確認を行います。 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合）は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。 ※ 技術者の要件が実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、技術検定合格と実務経験、P.72～77のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合は、上記1に加えて下記の①、② ① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか ○ 証明者が建設業許可を有している（いた）場合 変更届出書（決算報告）の表紙及び工事経歴書（期間分）の写 ○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、又は、注文書等の写（期間分）（工事請書のみの提出は不可。<u>また、注文者の押印のないものや担当者の押印のみの契約書・注文書等は不可。</u>） 発注証明書、領収書又は請求書及び入金確認書の写（期間分） <u>（削除）</u> ② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか ○ 健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。） ○ 実務経験を証明しようとする勤務先での厚生年金等加入期間を証明するもの（被保険者記録照会回答票等） ○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（期間分） ○ 住民税特別徴収税額通知の写（期間分） ○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写（期間分） →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（期間分） <u>○ 所属企業の雇用証明書の写し</u> <u>（削除）</u> ※ 指導監督の実務経験の場合は、P.79の確認資料参照	被保険者等記号・番号にマスキングをすること。
	更新 新 常勤性を証明するものとして上記1のイ→ロ→ハ→ニの順にいずれか	

（注1）区分（項番61）が2、4または5の場合は、確認資料不要
ただし、区分（項番61）が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※－①、②が必要
（注2）確認資料として令和6年12月以前に税務署へ提出した確定申告書を提出する場合は、收受日付印の押なつがあるものを提出してください。
また、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。
（注3）実務経験年数は12ヶ月×必要年数分（10年であれば120ヶ月分）の実績を確認します。（工期の始期及び終期が属する月を含めてカウントします。）
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期

新 規 ・ 追 加	1 現在の常勤性を証明するものとして法人はイ→ロ→ハ→ニの順に次のいずれか（個人事業主はニによる） イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写又は70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写→個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び第二表の写 ※標準報酬月額の確認を行います。 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合）は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。 ※ 技術者の要件が実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、技術検定合格と実務経験、P.72～77のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合は、上記1に加えて下記の①、② ① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか ○ 証明者が建設業許可を有している（いた）場合 変更届出書（決算報告）の表紙及び工事経歴書（期間分）の写 ○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、又は、注文書等の写（期間分）（工事請書のみの提出は不可） 発注証明書、領収書又は請求書及び入金確認書の写（期間分） ○ その他（上記で証明ができない場合には個別に御相談ください。） ② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか ○ 健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。） ○ 実務経験を証明しようとする勤務先での厚生年金等加入期間を証明するもの（被保険者記録照会回答票等） ○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（期間分） ○ 住民税特別徴収税額通知の写（期間分） ○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写（期間分） →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（期間分） ○ その他（出向の場合は個別に御相談ください。） ※ 指導監督の実務経験の場合は、P.79の確認資料参照	被保険者等記号・番号にマスキングをすること。
	更新 新 常勤性を証明するものとして上記1のイ→ロ→ハ→ニの順にいずれか	

（注1）区分（項番61）が2、4または5の場合は、確認資料不要
ただし、区分（項番61）が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※－①、②が必要
（注2）確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信完了通知を添付してください。
（注3）実務経験年数は12ヶ月×必要年数分（10年であれば120ヶ月分）の実績を確認します。（工期の始期及び終期が属する月を含めてカウントします。）
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間又は、登録を受けた営業所に従事した期間のみ経験年数として認めます。
また、消防設備工事については、消防法により消防設備士免状等の交付を受けた者等でないれば、工事に従事できないため、有資格者の実務経験のみ経験年数として認めます。

間又は、登録を受けた営業所に従事した期間のみ経験年数として認めます。
また、消防設備工事については、消防法により消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、工事に従事できないため、有資格者の実務経験のみ経験年数として認めます。
さらに、建設リサイクル法施行後の解体工事の経験は、土木工事業、建築工事業、もしくは解体工事業許可または建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験年数として認めます。

- (注4) 実務経験年数は、証明者が建設業許可を有している（いた）場合については、決算日までの期間の実績が対象となります。
- (注5) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。
- (注6) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。
- (注7) 宮城県知事許可において、過去に建設業法第7条第2号イ又はロに規定される営業所技術者等として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請又は届出に添付する実務経験証明書（様式第九号）と、過去に作成し証明された営業所技術者等に関する実務経験証明書の記載内容が同一である場合、営業所技術者等については、上記「① 実務経験の内容が確認できるもの」及び「② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるもの」に関する資料の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した実務経験証明書（様式第九号）の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書（様式第一号）又は変更届出書（様式第二十二号の二）の副本の写し（土木事務所の受付印が確認できないものは不可。）を確認資料として添付してください。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。
※宮城県知事許可業者以外で営業所技術者等として証明された者の場合は、資料の提出を省略することができません。

技術者の資格（指定学科）表

法第7条第2号イ該当者	
許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業 ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(注) 上記学科以外の名称の場合は、事前に卒業証明書及び単位取得証明書等の、履修科目及び取得単位数が確認できる書類（原本）を持参の上、御相談ください。

さらに、建設リサイクル法施行後の解体工事の経験は、土木工事業、建築工事業、もしくは解体工事業許可または建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験年数として認めます。

- (注4) 実務経験年数は、証明者が建設業許可を有している（いた）場合については、決算日までの期間の実績が対象となります。
- (注5) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。
- (注6) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。
- (注7) 宮城県知事許可において、過去に建設業法第7条第2号イ又はロに規定される営業所専任技術者として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請又は届出に添付する実務経験証明書（様式第九号）と、過去に作成し証明された営業所専任技術者に関する実務経験証明書の記載内容が同一である場合、営業所専任技術者については、上記「① 実務経験の内容が確認できるもの」及び「② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるもの」に関する資料の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した実務経験証明書（様式第九号）の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書（様式第一号）又は変更届出書（様式第二十二号の二）の副本の写し（土木事務所の受付印が確認できないものは不可。）を確認資料として添付してください。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。
※宮城県知事許可業者以外で営業所専任技術者として証明された者の場合は、資料の提出を省略することができません。

技術者の資格（指定学科）表

法第7条第2号イ該当者	
許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業 ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(注) 上記学科以外の名称の場合は、事前に卒業証明書及び単位取得証明書等の、履修科目及び取得単位数が確認できる書類（原本）を持参の上、御相談ください。

営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

一般建設業		建設業の 種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)
法 第 7 条 第 2 号	イ（指定学科卒業又は技術検定合格と実務経験）	1	0 1 ※ 2
	ロ（実務経験 10 年以上）	4	0 2
	ハ（国家資格者及び大臣特認）	7	※ 1

特定建設業			建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)
法第 15 条第 2 号イ（国家資格者）			9	●
法第 15 条第 2 号ロ（指導監督的実務経験）	法第 7 条第 2 号	イ（指定学科卒業又は技術検定合格と実務経験）	2	0 1
		ロ（実務経験 10 年以上）	5	0 2
		ハ（国家資格者及び大臣特認）	8	○
法第 15 条第 2 号ハ (大臣特認)		同号イと同等以上	3	0 3
		同号ロと同等以上	6	0 4

（注）「※ 1」は P.72～77 の資格表のうち「7」のもの。
「※ 2」は P.72～77 を参照のこと。

（注）「●」は P.72～77 の資格表のうち「9」のもの。また、「○」は P.72～77 の資格表のうち「8」、「8※」及び「8。」のもの。

（削除）

（削除）

一般建設業許可の営業所技術者の要件の緩和（令和5年7月1日）
1 級の第 1 次検定合格者を大学指定学科※ 3 卒業者と同等とみなし、
また、2 級の第 1 次検定合格者を高校指定学科※ 3 卒業者と同等とみなすこととする。
※ 3 指定学科とは、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 1 条に掲げる学科をいい、建築学や土木工学に関する学科等がこれに該当します。

出向者についても規則第 7 条第 1 号に定める常勤役員等（経営業務の管理責任者）及び営業所技術者等にすることができます。その場合は、通常の常勤性の確認資料のほかに、次に挙げる確認資料も用意するようお願いいたします。
なお、原則として出向者を工事現場の配置技術者とすることはできません。

出向者の常勤性を確認するための追加資料

- 出向契約書・覚書の写し（契約書等に出向者の氏名が記載されていない場合は出向命令書又は辞令）
- 賃金相当分の負担先（出向元又は出向先）が確認できるもの
- 健康保険被保険者証の写し又は所属企業の雇用証明書の写し
- 出向先の出勤簿の写し

専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

一般建設業		建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)
法第7条第2号	イ（指定学科卒業又は技術検定合格と実務経験）	1	0 1 ※ 2
	ロ（実務経験10 年以上）	4	0 2
	ハ（国家資格者及び大臣特認）	7	※ 1

特定建設業			建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)
法第 15 条第 2 号イ（国家資格者）			9	●
法第 15 条第 2 号ロ（指導監督的実務経験）	法第 7 条第 2 号	イ（指定学科卒業又は技術検定合格と実務経験）	2	0 1
		ロ（実務経験 10 年以上）	5	0 2
		ハ（国家資格者及び大臣特認）	8	○
法第 15 条第 2 号ハ（大臣特認）		同号イと同等以上	3	0 3
		同号ロと同等以上	6	0 4

（注）「※ 1」は P.72～77 の資格表のうち「7」のもの。
「※ 2」は P.72～77 を参照のこと。

（注）「●」は P.72～77 の資格表のうち「9」のもの。また、「○」は P.72～77 の資格表のうち「8」、「8※」及び「8。」のもの。

令和 3 年 4 月 1 日施行「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により技士補（技術検定 1 級・2 級の第 1 次検定合格者）が新設された。

令和 5 年 7 月 1 日施行「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」の公布により一般建設業許可の営業所専任技術者の要件が緩和された。

一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和
1 級の第 1 次検定合格者を大学指定学科※ 3 卒業者と同等とみなし、
また、2 級の第 1 次検定合格者を高校指定学科※ 3 卒業者と同等とみなすこととする。
※ 3 指定学科とは、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 1 条に掲げる学科をいい、建築学や土木工学に関する学科等がこれに該当します。

出向者についても規則第 7 条第 1 号に定める常勤役員等（経営業務の管理責任者）及び専任技術者にすることができます。その場合は、通常の常勤性の確認資料のほかに、次に挙げる確認資料も用意するようお願いいたします。
なお、原則として出向者を工事現場の配置技術者とすることはできません。

出向者の常勤性を確認するための追加資料

- 出向契約書・覚書の写し（契約書等に出向者の氏名が記載されていない場合は出向命令書又は辞令）
- 賃金相当分の負担先（出向元又は出向先）が確認できるもの
- 健康保険被保険者証の写し
- 出向先の出勤簿の写し

新（改定後）

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

[illegible]

备考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：原標工事業者の資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、

旧（改定前）

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

[illegible]

备考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の政令とするものにおいては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにおいては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにおいては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：板金工事業者の資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにおいては、

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																		
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	力	造	防	内
61	地すべり防止工事																			
40	基礎ぐい工事																			
62	建築設備士																			
63	計装																			
60	解体工事施工士																			
36	登録電気工事基幹技能者																			
	登録構梁基幹技能者																			
	登録造園基幹技能者																			
	登録コンクリート圧送基幹技能者																			
	登録防水基幹技能者																			
	登録トンネル基幹技能者																			
	登録建設塗装基幹技能者																			
	登録左官基幹技能者																			
	登録機械土工基幹技能者																			
	登録海上起重基幹技能者																			
	登録PC基幹技能者																			
	登録鉄筋基幹技能者																			
	登録圧搾基幹技能者																			
	登録型枠基幹技能者																			
	登録配管基幹技能者																			
	登録嵩・土工基幹技能者																			
	登録切断穿孔基幹技能者																			
	登録内装仕上工事基幹技能者																			
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																			
	登録エクステリア基幹技能者																			
	登録建築板金基幹技能者																			
	登録外壁仕上基幹技能者																			
	登録ダクト基幹技能者																			
	登録保温保冷基幹技能者																			
	登録グラウト基幹技能者																			
	登録冷凍空調基幹技能者																			
	登録運動施設基幹技能者																			
	登録基礎工基幹技能者																			
	登録タイル張り基幹技能者																			
	登録標識・路面標示基幹技能者																			
	登録消火設備基幹技能者																			
	登録建築大工基幹技能者																			
	登録硝子工事基幹技能者																			
その他	99 その他（上記に該当するものを除く）																			
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	力	造	防	内

備考

・資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにおいては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにおいては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにおいては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにおいては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																		
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	力	造	防	内
61	地すべり防止工事																			
40	基礎ぐい工事																			
62	建築設備士																			
63	計装																			
60	解体工事																			
36	登録電気工事基幹技能者																			
	登録構梁基幹技能者																			
	登録造園基幹技能者																			
	登録コンクリート圧送基幹技能者																			
	登録防水基幹技能者																			
	登録トンネル基幹技能者																			
	登録建設塗装基幹技能者																			
	登録左官基幹技能者																			
	登録機械土工基幹技能者																			
	登録海上起重基幹技能者																			
	登録PC基幹技能者																			
	登録鉄筋基幹技能者																			
	登録圧搾基幹技能者																			
	登録型枠基幹技能者																			
	登録配管基幹技能者																			
	登録嵩・土工基幹技能者																			
	登録切断穿孔基幹技能者																			
	登録内装仕上工事基幹技能者																			
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																			
	登録エクステリア基幹技能者																			
	登録建築板金基幹技能者																			
	登録外壁仕上基幹技能者																			
	登録ダクト基幹技能者																			
	登録保温保冷基幹技能者																			
	登録グラウト基幹技能者																			
	登録冷凍空調基幹技能者																			
	登録運動施設基幹技能者																			
	登録基礎工基幹技能者																			
	登録タイル張り基幹技能者																			
	登録標識・路面標示基幹技能者																			
	登録消火設備基幹技能者																			
	登録建築大工基幹技能者																			
	登録硝子工事基幹技能者																			
その他	99 その他（上記に該当するものを除く）																			
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	力	造	防	内

備考

・資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにおいては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにおいては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにおいては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにおいては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（１８）実務経験証明書〔様式第九号〕
（当該用紙下段の記載要領をご覧ください。）

この様式は、実務経験により営業所技術者等又は主任技術者になる場合に必要です。
（法第7条第2号又はロの該当者P.18参照）

〔指定建設業について〕
土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められており、実務経験により特定建設業の許可を受けようとする者の特定営業所技術者になることはできません。（一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者に限られる。）

実務経験を得た当時の商号又は名称を記載する。

証明者は被証明者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする。

様式第九号（第三条関係）

実 務 経 験 証 明 書

（用紙A4）

下記の者は、遼 園 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（例）
宮城県知事許可（根-24）第5432号
遼園工事業 平成24年4月10日 許可日

宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3
株式会社 大町遼園
証 明 者 代表取締役 大町 晃子

被証明者との関係 社 員

記

技 術 者 の 氏 名	馬 場 仁	生年月日	S37.9.17	使用された期間	60年4月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株 式 会 社 大 町 遼 園				12年3月まで
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数			
仙台東営業所	東仙台リゾートマンション外構植栽工事 他 14件	寛 永	1月から	寛 永	12月まで
〃	野山カントリークラブ芝張替工事 他 10件	2年	1月から	2年	12月まで
〃	宮城県立図書館花壇植栽工事 他 12件	3年	1月から	3年	12月まで
〃	海川カントリークラブ外構植栽工事 他 16件	4年	1月から	4年	12月まで
〃	M邸遼園工事 他 15件	5年	1月から	5年	12月まで
〃	M邸 〃 他 13件	6年	1月から	6年	12月まで
工事部管理課	台原森林公園植栽工事 他 14件	7年	1月から	7年	12月まで
〃	西公園 〃 他 13件	8年	1月から	8年	12月まで
〃	佐藤邸遼園工事 他 18件	9年	1月から	9年	12月まで
〃	南仙台リゾートマンション外構植栽工事 他 11件	10年	1月から	10年	12月まで
〃	宮城県庁植栽工事 他 13件	11年	1月から	11年	12月まで
〃	西公園整備工事	12年	1月から	12年	3月まで
		年	月から	年	月まで
		年	月から	年	月まで
		年	月から	年	月まで
		年	月から	年	月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	合計 満 11 年 3 月				

記載要領
1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部署名等を記載すること。
3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

（注1）

正当な理由によりこの方法によることができない場合は、当該事実を証明できる他の者（当時の取締役、本人が証明）の証明を得ること。

（注2）

通年にわたってきれなく建設工事が続く場合にはその年の代表的工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、1年分を1行にまとめる。（実務経験10年で申請する場合は、10行以上記載する。）

（１８）実務経験証明書〔様式第九号〕
（当該用紙下段の記載要領をご覧ください。）

この様式は、実務経験により専任技術者又は主任技術者になる場合に必要です。
（法第7条第2号又はロの該当者P.18参照）

〔指定建設業について〕
土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められており、実務経験により特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者になることはできません。（一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者に限られる。）

実務経験を得た当時の商号又は名称を記載する。

証明者は被証明者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする。

様式第九号（第三条関係）

実 務 経 験 証 明 書

（用紙A4）

下記の者は、遼 園 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（例）
宮城県知事許可（根-24）第5432号
遼園工事業 平成24年4月10日 許可日

宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3
株式会社 大町遼園
証 明 者 代表取締役 大町 晃子

被証明者との関係 社 員

記

技 術 者 の 氏 名	馬 場 仁	生年月日	S37.9.17	使用された期間	60年4月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株 式 会 社 大 町 遼 園				12年3月まで
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数			
仙台東営業所	東仙台リゾートマンション外構植栽工事 他 14件	寛 永	1月から	寛 永	12月まで
〃	野山カントリークラブ芝張替工事 他 10件	2年	1月から	2年	12月まで
〃	宮城県立図書館花壇植栽工事 他 12件	3年	1月から	3年	12月まで
〃	海川カントリークラブ外構植栽工事 他 16件	4年	1月から	4年	12月まで
〃	M邸遼園工事 他 15件	5年	1月から	5年	12月まで
〃	M邸 〃 他 13件	6年	1月から	6年	12月まで
工事部管理課	台原森林公園植栽工事 他 14件	7年	1月から	7年	12月まで
〃	西公園 〃 他 13件	8年	1月から	8年	12月まで
〃	佐藤邸遼園工事 他 18件	9年	1月から	9年	12月まで
〃	南仙台リゾートマンション外構植栽工事 他 11件	10年	1月から	10年	12月まで
〃	宮城県庁植栽工事 他 13件	11年	1月から	11年	12月まで
〃	西公園整備工事	12年	1月から	12年	3月まで
		年	月から	年	月まで
		年	月から	年	月まで
		年	月から	年	月まで
		年	月から	年	月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	合計 満 11 年 3 月				

記載要領
1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部署名等を記載すること。
3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

（注1）

正当な理由によりこの方法によることができない場合は、当該事実を証明できる他の者（当時の取締役、本人が証明）の証明を得ること。

（注2）

通年にわたってきれなく建設工事が続く場合にはその年の代表的工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、1年分を1行にまとめる。（実務経験10年で申請する場合は、10行以上記載する。）

（１９）指導監督の実務経験証明書〔様式第十号〕

（当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。）

この様式は、実務経験等で特定建設業の特定営業所技術者又は監理技術者になる場合に必要です。（法第15条 第2号口該当者P.18参照）
ただし、指定建設業を除く。

建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験のもの。

様式第十号（第十三条関係）

（用紙A4）

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、電気通信 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

宮城県仙台市青葉区本町1-2-3
仙台電話工事 株式会社
代表取締役 鈴木 一郎

被証明者との関係 社員

記

技術者の氏名	鈴木 太郎	生 年 月 日	S30.3.3	使用された	2 年 4 月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	仙 台 電 話 工 事 株 式 有 限 公 司			期 間	1 5 年 1 月 まで
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
日本電信電話（株）	164,825千円	現場副所長	仙台加入者線路設備工事	11年 9月から13年 1月まで	
〃	39,356千円	〃	古川 〃	13年 3月から13年 11月まで	
〃	54,600千円	〃	美仙侶 〃	14年 1月から14年 5月まで	
〃	94,887千円	〃	柴田通信設備総合工事	14年 7月から15年 1月まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	
〃	千円	〃	〃	年 月 から 年 月 まで	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

指導監督の実務経験の確認資料

- 実務経験証明期間の常勤を確認できるもの（P.69-②参照）
- 実務経験の内容欄に記入した工事についての工事請負契約書の写し又は許可を有していた期間については決算変更届の表紙と様式第2号。
ほか、被証明者が指導監督的な地位にあったことが分かる資料を求めることがあります。

（１９）指導監督の実務経験証明書〔様式第十号〕

（当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。）

この様式は、実務経験等で特定建設業の専任技術者又は監理技術者になる場合に必要です。（法第15条 第2号口該当者P.18参照）
ただし、指定建設業を除く。

建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験のもの。

様式第十号（第十三条関係）

（用紙A4）

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、電気通信 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

宮城県仙台市青葉区本町1-2-3
仙台電話工事 株式会社
代表取締役 鈴木 一郎

被証明者との関係 社員

記

技術者の氏名	鈴木 太郎	生年月日	S30.3.3	使用された 期 間	2 年 4 月から 15 年 1 月まで
使用者の商号 又は名称	仙 台 電 話 工 事 株 式 有 限 公 司				
発注者名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
日本電信電話（株）	164,825千円	現場副所長	仙台加入者線路設備工事	11年 9月から13年 1月まで	
〃	39,356千円	〃	古川 〃	13年 3月から13年 11月まで	
〃	54,600千円	〃	美仙侶 〃	14年 1月から14年 5月まで	
〃	94,887千円	〃	柴田通信設備総合工事	14年 7月から15年 1月まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃				年 月 日から 年 月 日まで	
〃				年 月 日から 年 月 日まで	
〃				年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月 日まで	
〃	千円			年 月 日から 年 月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

指導監督の実務経験の確認資料

- 実務経験証明期間の常勤を確認できるもの（P.69-②参照）
- 実務経験の内容欄に記入した工事についての工事請負契約書の写し又は許可を有していた期間については決算変更届の表紙と様式第2号。
ほか、被証明者が指導監督的な地位にあったことが分かる資料を求めることがあります。

新（改定後）	旧（改定前）
19 持株会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「<u>社員資本</u>」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」とし記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。 - 91 -	19 持株会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員異本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」とし記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。 - 91 -

第三編 許可後の注意事項について

1 標識の掲示 ―法第 40 条―

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(1) 店舗に掲げる標識

建 設 業 の 許 可 票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建 設 業	許 可 番 号	許可年月日
		国土交通大臣 知 事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知 事 許可（ ）第 号	
この店舗で営業 している建設業			

↑
35 c m
↓

← 40 c m 以 上 →

< 記載要領 >

- 1「許可を受けた建設業」の欄は、許可を取得しているすべての業種を記載すること。
2「この店舗で営業している建設業」の欄は、営業所技術者等を配置した営業所ごとの許可業種を記載する。

(2) 建設工事の現場に掲げる標識（元請業者のみ）

建 設 業 の 許 可 票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知 事 許可（ ）第 号		
許可年月日			

↑
25 c m
↓

← 35 c m 以 上 →

< 記載要領 >

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
2 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項第 1 号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第 2 号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
4 「資格者証交付番号」の欄は、法第 2 6 条第 3 項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
6 「国土交通大臣、知事」については、不要なものを消すこと。

第三編 許可後の注意事項について

1 標識の掲示 ―法第 40 条―

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(1) 店舗に掲げる標識

建 設 業 の 許 可 票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建 設 業	許 可 番 号	許可年月日
		国土交通大臣 知 事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知 事 許可（ ）第 号	
この店舗で営業 している建設業			

↑
35 c m
↓

← 40 c m 以 上 →

(2) 建設工事の現場に掲げる標識（元請業者のみ）

建 設 業 の 許 可 票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知 事 許可（ ）第 号		
許可年月日			

↑
25 c m
↓

← 35 c m 以 上 →

< 記載要領 >

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
2 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
4 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 4 項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
6 「国土交通大臣、知事」については、不要なものを消すこと。

新（改定後）

２ 変更届の提出 ー法第 11 条ー

○変更届の提出義務

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を速やかに管轄の各土木事務所に提出してください。

下表の提出しなければならない書類を提出しない、若しくは届出をすべき場合において届出をしない、又は虚偽の記載をしたときは、罰則の適用（法第 50 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）があるほか、当該建設業者に対し監督処分（法第 28 条第 1 項）を行うことがあります。

○重複について

既に許可を受けている他の建設業許可業者の常勤役員等、営業所技術者等、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人や、他社で常勤勤務をしている者は、自社の経営業務の管理責任者、営業所技術者等、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人として登録することはできません。

No.	変 更 事 項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
1	商号又は名称	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	116 －	変 更 後 30 日以内
2	営業所の名称・所在地・電話番号	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕（主たる営業所に関する変更のみの場合は（第二面）の提出は不要です。） ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）（ <u>電話番号の変更のみの場合は提出不要です。</u> ） ◎ 営業所所在地の確認資料（ <u>電話番号の変更のみの場合は提出不要です。</u> ）	116－117 － 33	
3	営業所の新設	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ② №12（建設業法施行令第 3 条に規定する使用人）の添付書類（②～⑥） ◎ 営業所所在地の確認資料 ※ №15（ <u>営業所技術者等</u> ／変更・追加）の届出も併せて行ってください。	116－117 － 33	
4	営業所の廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ② 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号） ※ №15（ <u>営業所技術者等</u> ／削除）の届出も併せて行ってください。	116－117 80	
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ※ №15（ <u>営業所技術者等</u> ／変更・追加）の届出も併せて行ってください。	116－117	
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ※ №15（ <u>営業所技術者等</u> ／変更・追加または削除）の届出も併せて行ってください。	116－117	
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ③ 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕（※変更がない場合は不要です。）	116 － 85	

旧（改定前）

２ 変更届の提出 ー法第 11 条ー

○変更届の提出義務

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を速やかに管轄の各土木事務所に提出してください。

下表の提出しなければならない書類を提出しない、若しくは届出をすべき場合において届出をしない、又は虚偽の記載をしたときは、罰則の適用（法第 50 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）があるほか、当該建設業者に対し監督処分（法第 28 条第 1 項）を行うことがあります。

○重複について

既に許可を受けている他の建設業許可業者の常勤役員等、専任技術者、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人や、他社で常勤勤務をしている者は、自社の経営業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人として登録することはできません。

No.	変 更 事 項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
1	商号又は名称	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	116 －	変 更 後 30 日以内
2	営業所の名称・所在地	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕（主たる営業所に関する変更のみの場合は（第二面）の提出は不要です。） ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ◎ 営業所所在地の確認資料	116－117 － 33	
3	営業所の新設	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ② №12（建設業法施行令第 3 条に規定する使用人）の添付書類（②～⑥） ◎ 営業所所在地の確認資料 ※ №15（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。	116－117 － 33	
4	営業所の廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ② 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号） ※ №15（専任技術者／削除）の届出も併せて行ってください。	116－117 80	
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ※ №15（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。	116－117	
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ※ №15（専任技術者／変更・追加または削除）の届出も併せて行ってください。	116－117	
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ③ 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕（※変更がない場合は不要です。）	116 － 85	
8	氏名（改姓・改名） ＜法人の役員・支配人・個人事業主＞	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 個人事業主の場合は、戸籍抄本等公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類。法人の役員・支配人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）。	116	

新（改定後）

No.	変 更 事 項		変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
8	氏名（改姓・改名） ＜法人の役員・支配人・個人事業主＞		① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ◎ ② 役員の一覧表〔別紙1〕 ◎ ③ 株主（出資者）調書〔様式第14号〕※株主の変更がある場合のみ提出 ④ 個人事業主の場合は、戸籍抄本等公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類。法人の役員・支配人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）。	116	変 更 後 30 日以内
9	役 員 等	新 任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	
			③ 誓約書〔様式第六号〕	53	
			④ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	81	
			⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
			⑥ 登記されていないことの証明書	82	
			⑦ 身元（身分）証明書	83	
			⑧ 株主（出資者）調書〔様式第14号〕 ※株主の変更がある場合のみ提出	85	
			※「100 分の 5 以上の株主」及び「100 分の 5 以上の出資者」の変更の場合は、①～④、⑧の提出が必要です。		
		退 任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34	
			③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
		代 表 者	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34	
			③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
10	支 配 人	新 任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 誓約書〔様式第六号〕	53	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80	
			④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84	
			⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
			⑥ 登記されていないことの証明書	82	
			⑦ 身元（身分）証明書	83	
		退 任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
11	欠格要件に該当したとき		届出書〔様式第二十二号の三〕	122	変 更 後 2 週 間 以 内
12	建設業法施行令第3条に規定する使用人		① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 誓約書〔様式第六号〕	53	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80	
			④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84	
			⑤ 登記されていないことの証明書	82	
			⑥ 身元（身分）証明書	83	
13	経営業務の 管理体制 （規則第7条 1号イ該当の 場合）	変 更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 常勤役員等証明書〔様式第七号〕	54	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	55	
			④ 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	

旧（改定前）

No.	変 更 事 項		変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
9	役 員 等	新 任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変 更 後 30 日以内
			② 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	
			③ 誓約書〔様式第六号〕	53	
			④ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	81	
			⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
			⑥ 登記されていないことの証明書	82	
			⑦ 身元（身分）証明書	83	
			⑧ 株主（出資者）調書〔様式第14号〕 ※株主の変更がある場合のみ提出	85	
			※「100 分の 5 以上の株主」及び「100 分の 5 以上の出資者」の変更の場合は、①～④、⑧の提出が必要です。		
		退 任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34	
			③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
		代 表 者	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34	
			③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
10	支 配 人	新 任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 誓約書〔様式第六号〕	53	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80	
			④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84	
			⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
			⑥ 登記されていないことの証明書	82	
			⑦ 身元（身分）証明書	83	
		退 任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
11	欠格要件に該当したとき		届出書〔様式第二十二号の三〕	122	変 更 後 2 週 間 以 内
12	建設業法施行令第3条に規定する使用人		① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 誓約書〔様式第六号〕	53	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80	
			④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84	
			⑤ 登記されていないことの証明書	82	
			⑥ 身元（身分）証明書	83	
13	経営業務の 管理体制 （規則第7条 1号イ該当の 場合）	変 更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 常勤役員等証明書〔様式第七号〕	54	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	55	
			④ 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	

新（改定後）

No.	変 更 事 項		変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
12	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人		⑤ 登記されていないことの証明書	82	
			⑥ 身元（身分）証明書	83	
			◎ <u>建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の確認資料</u> <u>（注）令第 3 条の使用人が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。</u>	80	
13	経営業務の 管理体制 （規則第 7 条 1 号イ該当の場合）	変 更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変 更 後 2 週 間 以 内
			② 常勤役員等証明書〔様式第七号〕	54	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	55	
			④ 役員等の一覧表〔別紙 1〕	34	
			◎ 経営業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) （注）常勤役員等（経営業務の管理責任者）が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	56	
	削 除	届出書〔様式第二十二号の三〕	122		
14	経営業務の 管理体制 （規則第 7 条 1 号ロ該当の場合）	変 更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕	58	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出	62	
			④ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕 ※変更する者についてのみ提出	63	
			⑤ 役員等の一覧表〔別紙 1〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出	34	
			◎ 経営業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) （注）常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	64	
			削 除	届出書〔様式第二十二号の三〕	122
	15	<u>営業所技術者等</u>	変 更 ・ 追 加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116
② <u>営業所技術者等</u> 証明書(新規・変更)〔様式第八号〕				68	
③ <u>営業所技術者等</u> 一覧表〔別紙 4〕				38	
④ 技術者の要件を証する書面 （１）一般建設業の場合（次のいずれか） ア 卒業証明書又は技術検定合格証明書と実務経験証明書〔様式第九号〕 イ 実務経験証明書〔様式第九号〕 ウ 一般建設業に係る資格証明書の写し （２）特定建設業の場合(次のいずれか) ア 上記（１）ア、イ、ウのいずれかと指導監督の実務経験証明書〔様式第十号〕 イ 特定建設業に係る資格証明書の写し					

旧（改定前）

No.	変 更 事 項		変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
13	経営業務の管理体制 （規則第 7 条 1 号イ該当の場合）	変 更	◎ 経営業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) （注）常勤役員等（経営業務の管理責任者）が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	56	
		削 除	届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
14	経営業務の管理体制 （規則第 7 条 1 号ロ該当の場合）	変 更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕	58	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出	62	
			④ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕 ※変更する者についてのみ提出	63	
			⑤ 役員等の一覧表〔別紙 1〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出	34	
			◎ 経営業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) （注）常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	64	
15	専任技術者	削 除	届出書〔様式第二十二号の三〕	122	変 更 後 2 週 間 以 内
		変 更 ・ 追 加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕	68	
			③ 専任技術者一覧表〔別紙 4〕	38	
			④ 技術者の要件を証する書面 （１）一般建設業の場合（次のいずれか） ア 卒業証明書又は技術検定合格証明書と実務経験証明書〔様式第九号〕 イ 実務経験証明書〔様式第九号〕 ウ 一般建設業に係る資格証明書の写し （２）特定建設業の場合(次のいずれか) ア 上記（１）ア、イ、ウのいずれかと指導監督の実務経験証明書〔様式第十号〕 イ 特定建設業に係る資格証明書の写し		
			◎ 専任技術者の確認資料(新規・追加部分) （注 1）専任技術者が改姓改名した場合は、上記①の「専任技術者の追加」として、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を添えて提出してください。同時に、上記①の「専任技術者の交替に伴う削除」として旧姓名の削除に係る書類も提出してください。 （注 2）担当業種又は有資格区分のみを変更する場合は、常勤性を証明する資料の提出は不要です。	69	

新（改定後）

No.	変 更 事 項		変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
15	営業所技術者等	変 更 ・ 追 加	◎ 営業所技術者等の確認資料(新規・追加部分) (注 1) 営業所技術者等が改姓改名した場合は、上記②の「営業所技術者等」の追加」として、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を添えて提出してください。 同時に、上記②の「営業所技術者等」の交替に伴う削除」として旧姓名の削除に係る書類も提出してください。 (注 2) 担当業種又は有資格区分のみを変更する場合は、常勤性を証明する資料の提出は不要です。	69	
			<交替に伴う削除の場合>		
			① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 営業所技術者等証明書(新規・変更)〔様式第八号〕	68	
			③ 営業所技術者等一覧表〔別紙 4〕	38	
		削 除	<営業所の廃止等に伴う削除の場合> ※No.4 の届出も併せて提出してください。		変 更 後 2 週 間 以 内
			① 届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
			② 営業所技術者等一覧表〔別紙 4〕	38	
			① 変更届出書〔決算変更届表紙〕	124	
			② 工事経歴書〔様式第二号〕	40・49	
16	決 算 報 告		③ 直前 3 年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	50・51	事業年度 終 了 後 4 か 月 以 内
			④ 財務諸表<法人の場合>	86	
			・貸借対照表〔様式第十五号〕	87・91	
			・損益計算書・完成工事原価報告書〔様式第十六号〕	92・95	
			・株主資本等変動計算書〔様式第十七号〕	96	
			・注記表〔様式第十七号の二〕	97・102	
			・附属明細表〔様式第十七号の三〕（※資本金が 1 億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が 200 億円以上の株式会社のみ添付する。）		
			財務諸表<個人の場合>	86	
			・貸借対照表〔様式第十八号〕	103・104	
			・損益計算書〔様式第十九号〕	105・106	
			⑤ 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社の場合）	—	
			⑥ 納税証明書 <知事許可の場合>個人または法人事業税 <大臣許可・法人の場合>法人税 <大臣許可・個人の場合>所得税 (※納付額、納付済額が記載されているもの)	—	
			<変更のあった場合のみ添付するもの>		
			⑦ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66	
			⑧ 使用人数〔様式第四号〕	52	
			⑨ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80	
			⑩ 定款（定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可）	—	

旧（改定前）

No.	変 更 事 項		変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
15	専任技術者	削除	<交替に伴う削除の場合>		変 更 後 2 週 間 以 内
			① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕	68	
			③ 専任技術者一覧表〔別紙 4〕	38	
			<営業所の廃止等に伴う削除の場合> ※No.4 の届出も併せて提出してください。		
			① 届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
			② 専任技術者一覧表〔別紙 4〕	38	
16	決 算 報 告		① 変更届出書〔決算変更届表紙〕	124	事業年度 終 了 後 4 か 月 以 内
			② 工事経歴書〔様式第二号〕	40・49	
			③ 直前 3 年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	50・51	
			④ 財務諸表<法人の場合>	86	
			・貸借対照表〔様式第十五号〕	87・91	
			・損益計算書・完成工事原価報告書〔様式第十六号〕	92・95	
			・株主資本等変動計算書〔様式第十七号〕	96	
			・注記表〔様式第十七号の二〕	97・102	
			・附属明細表〔様式第十七号の三〕（※資本金が 1 億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が 200 億円以上の株式会社のみ添付する。）		
			財務諸表<個人の場合>	86	
			・貸借対照表〔様式第十八号〕	103・104	
			・損益計算書〔様式第十九号〕	105・106	
			⑤ 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社の場合）	—	
			⑥ 納税証明書 <知事許可の場合>個人または法人事業税 <大臣許可・法人の場合>法人税 <大臣許可・個人の場合>所得税 (※納付額、納付済額が記載されているもの)	—	
			<変更のあった場合のみ添付するもの>		
			⑦ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66	
			⑧ 使用人数〔様式第四号〕	52	
			⑨ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80	
			⑩ 定款（定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可）	—	
17	健康保険等の加入状況		① 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66	加入指導時に定められた提出期限又は変更後 1 ヶ月以内
			② 健康保険等の加入状況の確認資料	66	

（注 1）決算報告は毎年必ず提出してください。

（注 2）登記事項証明書は、それぞれの変更内容が確認できるもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

新（改定後）

変更届記載例

(1) 変更届出書〔様式第二十二号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

(第 一 面)

様式第二十二号の二(四八条、四九条関係)

(用紙A4)
100 100 100 100

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、

(1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 経営者の氏名 (5) 経営者等の氏名
(6) 代表者の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
(9) 建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

について変更があったので届出をします。

令和〇年〇月〇日

変更後の内容
を記載する。

宮城県知事 殿

大振 コード

届出者

宮城県仙台市宮城野区3-8-20
セグイ建設 株式会社
代表取締役 仙台 孝夫

許可番号

道

支

庁

区

市

番

号

宮城県知事

許可

特

別

第

1

号

第

2

号

第

3

号

第

4

号

第

5

号

第

6

号

第

7

号

第

8

号

第

9

号

第

10

号

第

11

号

第

12

号

第

13

号

第

14

号

第

15

号

第

16

号

第

法人番号

道

支

庁

区

市

番

号

宮城県知事

法人

第

1

号

第

2

号

第

3

号

第

4

号

第

5

号

第

6

号

第

7

号

第

8

号

第

9

号

第

10

号

第

11

号

第

12

号

第

13

号

第

旧（改定前）

變更屆記載例

(1) 変更届出書〔様式第二十二号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

(第 一 面)

[illegible]

< 参 考 >

ア 営業所の業種を変更する場合

（第一面）

記		変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
営業所の業種の追加	石巻支店	主 木	主 木	R3.4.1	
		造 園	造 園		
営業所の業種の廃止		—	内装仕上		
	古川支店	主 木	主 木	R3.3.31	
		内装仕上	内装仕上		
		造 園	—		

変更の内容が、次の①【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の②【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

「2」を記入する

（第二面）

区 分 商 業 種 2 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

(従たる営業所)

フリガナ イシノマキシテン

従たる営業所の名称 石巻支店

従たる営業所の所在地 都道府県名 市区町村名

郵便番号 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ フルカワシテン

従たる営業所の名称 古川支店

従たる営業所の所在地 都道府県名 市区町村名

郵便番号 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般) (2. 特定)

「内容」の欄は、変更のある部分のみ記入する。

許可を受けている業種のうち、当該営業所において今後営業しようとする業種を上段に、従前の営業業種を「変更前」の欄に、一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

< 参 考 >

ア 営業所の業種を変更する場合

（第一面）

記		変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
営業所の業種の追加	石巻支店	主 木	主 木	R3.4.1	
		造 園	造 園		
営業所の業種の廃止		—	内装仕上		
	古川支店	主 木	主 木	R3.3.31	
		内装仕上	内装仕上		
		造 園	—		

変更の内容が、次の①【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の②【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

「2」を記入する

（第二面）

区 分 商 業 種 2 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

(従たる営業所)

フリガナ イシノマキシテン

従たる営業所の名称 石巻支店

従たる営業所の所在地 都道府県名 市区町村名

郵便番号 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ フルカワシテン

従たる営業所の名称 古川支店

従たる営業所の所在地 都道府県名 市区町村名

郵便番号 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般) (2. 特定)

「内容」の欄は、変更のある部分のみ記入する。

許可を受けている業種のうち、当該営業所において今後営業しようとする業種を上段に、従前の営業業種を「変更前」の欄に、一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

イ 新たに営業所を設置する場合

（第一面）				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新規	—	大河赤支店	R3.5.1	
今3条の使用人				
大河赤支店	—	小山七郎	R3.5.1	
営業所技術者等	—	小野田八助	R3.5.1	

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)に変更後の一覧を記載し添付する。

営業所技術者等の変更・追加(様式第八号(1))、の届出も同時に提出する。

変更の内容が、次の②【番号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の②【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

「3」を記入する

（第二面）	
区	分
2	3

（従たる営業所）

フリガナ オオカワラシテン

従たる営業所の名称 大河赤支店

従たる営業所の所在地 都道府県名 宮城県 市区町村名 栗田郡大河赤町

郵便番号 993-0243 電話番号 0224-930909

営業しようとする建設業 土 建 大 小 石 瓦 電 管 夕 鋼 筋 鉄 骨 鉄 骨 筋 骨 防 火 機 能 通 風 井 井 水 汲 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

許可を受けている業種のうち、当該営業所において今後営業しようとする業種を上位に、一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

イ 新たに営業所を設置する場合

（第一面）				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新規	—	大河赤支店	R3.5.1	
今3条の使用人				
大河赤支店	—	小山七郎	R3.5.1	
営業所の専任技術者	—	小野田八助	R3.5.1	

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)に変更後の一覧を記載し添付する。

専任技術者の変更・追加(様式第八号(1))、の届出も同時に提出する。

変更の内容が、次の②【番号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の②【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

「3」を記入する

（第二面）	
区	分
2	3

（従たる営業所）

フリガナ オオカワラシテン

従たる営業所の名称 大河赤支店

従たる営業所の所在地 都道府県名 宮城県 市区町村名 栗田郡大河赤町

郵便番号 993-0243 電話番号 0224-930909

営業しようとする建設業 土 建 大 小 石 瓦 電 管 夕 鋼 筋 鉄 骨 鉄 骨 筋 骨 防 火 機 能 通 風 井 井 水 汲 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

許可を受けている業種のうち、当該営業所において今後営業しようとする業種を上位に、一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

ウ 営業所を廃止する場合

（第一面）				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	石巻支店	—	R3.4.30	
今3条の使用人				
石巻支店	小谷野次郎		R3.4.30	
営業所技術者等	小関三郎		R3.4.30	

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)に変更後の一覧を記載し添付する。

営業所技術者等の変更(様式第八号(1))、削除(様式第二十二号の三)の届出も同時に提出する。

変更の内容が、次の②【番号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の②【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

「4」を記入する

（第二面）	
区	分
2	4

（従たる営業所）

フリガナ インノマキシテン

従たる営業所の名称 石巻支店

従たる営業所の所在地 都道府県名 宮城県 市区町村名 石巻市

郵便番号 992-0000 電話番号 0222-000000

営業しようとする建設業 土 建 大 小 石 瓦 電 管 夕 鋼 筋 鉄 骨 鉄 骨 筋 骨 防 火 機 能 通 風 井 井 水 汲 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

許可を受けている業種のうち、当該営業所において従前営業していた業種を「変更前」の欄に、一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

ウ 営業所を廃止する場合

（第一面）				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	石巻支店	—	R3.4.30	
今3条の使用人				
石巻支店	小谷野次郎		R3.4.30	
営業所の専任技術者	小関三郎		R3.4.30	

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)に変更後の一覧を記載し添付する。

専任技術者の変更(様式第八号(1))、削除(様式第二十二号の三)の届出も同時に提出する。

変更の内容が、次の②【番号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の②【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

「4」を記入する

（第二面）	
区	分
2	4

（従たる営業所）

フリガナ インノマキシテン

従たる営業所の名称 石巻支店

従たる営業所の所在地 都道府県名 宮城県 市区町村名 石巻市

郵便番号 992-0000 電話番号 0222-000000

営業しようとする建設業 土 建 大 小 石 瓦 電 管 夕 鋼 筋 鉄 骨 鉄 骨 筋 骨 防 火 機 能 通 風 井 井 水 汲 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

許可を受けている業種のうち、当該営業所において従前営業していた業種を「変更前」の欄に、一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

(2) 営業所技術者等証明書（新規・変更）〔様式第八号〕

（当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。）

P.68 の「営業所技術者等証明書（新規・変更）」の記入例を参照のこと。

＜参 考＞

営業所技術者等証明書（新規・変更）等の作成具体例

ア 技術者の交代（追加・削除）

許可を受けている建設業について、現在証明されている営業所技術者等に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合。

現在証明されている <u>営業所技術者等</u> （現在の担当業種）	新 た な <u>営 業 所</u> <u>技 術 者 等</u> （今後の担当業種）	提出する 書類の様式	項 番 61	項番 63 に記載する 技 術 者 氏 名	
林 一郎 （土木・建築）	森 次郎 （土木・建築）	様式第八号	3	森 次郎	
		様式第八号	4	林 一郎	
林 一郎 （土木・建築）	泉 三郎（土木） 森 次郎（建築）	様式第八号	3	泉 三郎	森 次郎
		様式第八号	4	林 一郎	
林 一郎（土木） 森 次郎（建築）	泉 三郎 （土木・建築）	様式第八号	3	泉 三郎	
		様式第八号	4	林 一郎	森 次郎

イ 有資格区分の変更

許可を受けている建設業について、現在証明されている営業所技術者等の有資格区分が変わった場合等。

現在証明されている <u>営業所技術者等</u> （有資格区分）	新 た な <u>営 業 所</u> <u>技 術 者 等</u> （有資格区分）	提出する 書類の様式	項 番 61	項番 63 に記載する 技 術 者 氏 名 （担当する業種）	
林 一郎 （ 1 4 ）	林 一郎 （ 1 3 ）	様式第八号	2	林 一郎	

(2) 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕

（当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。）

P.68 の「専任技術者証明書（新規・変更）」の記入例を参照のこと。

＜参 考＞

専任技術者証明書（新規・変更）等の作成具体例

ア 技術者の交代（追加・削除）

許可を受けている建設業について、現在証明されている専任の技術者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合。

現在証明されている 専 任 の 技 術 者 （現在の担当業種）	新 た な 専 任 の 技 術 者 （今後の担当業種）	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	項番 63 に記載する 技 術 者 氏 名	
林 一郎 （土木・建築）	森 次郎 （土木・建築）	様式第八号	3	森 次郎	
		様式第八号	4	林 一郎	
林 一郎 （土木・建築）	泉 三郎（土木） 森 次郎（建築）	様式第八号	3	泉 三郎	森 次郎
		様式第八号	4	林 一郎	
林 一郎（土木） 森 次郎（建築）	泉 三郎 （土木・建築）	様式第八号	3	泉 三郎	
		様式第八号	4	林 一郎	森 次郎

イ 有資格区分の変更

許可を受けている建設業について、現在証明されている専任の技術者の有資格区分が変わった場合等。

現在証明されている 専 任 の 技 術 者 （有資格区分）	新 た な 専 任 の 技 術 者 （有資格区分）	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	項番 63 に記載する 技 術 者 氏 名 （担当する業種）	
林 一郎 （ 1 4 ）	林 一郎 （ 1 3 ）	様式第八号	2	林 一郎	

新（改定後）

ウ 担当業種の変更

許可を受けている建設業について、現在証明されている営業所技術者等の担当業種に変更があった場合。

現在証明されている <u>営業所技術者等</u> (現在の担当業種)	新 た な <u>営 業 所</u> <u>技 術 者 等</u> (今後の担当業種)	提出する 書類の様式	項 番 61	項番 63 に記載する 技 術 者 氏 名	
林 一郎 (土木・建築)	林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	様式第八号	2	林 一郎	
		様式第八号	3	森 次郎	
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	林 一郎 (土木・建築)	様式第八号	2	林 一郎	
		様式第八号	4	森 次郎	

エ 営業所のみの変更

担当業種等に変更はなく、営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更があった場合。

現在証明されている <u>営業所</u> の技術者 (営業所の名称)	新 た な <u>営 業 所</u> <u>技 術 者 等</u> (営業所の名称)	提出する 書類の様式	項 番 61	項番 63 に記載する 技 術 者 氏 名	
林 一郎 (大河原営業所) 森 次郎 (気仙沼営業所)	森 次郎 (大河原営業所) 林 一郎 (気仙沼営業所)	様式第八号	5	林 一郎	森 次郎

旧（改定前）

ウ 担当業種の変更

許可を受けている建設業について、現在証明されている専任の技術者の担当業種に変更があった場合。

現在証明されている 専 任 の 技 術 者 (現在の担当業種)	新 た な 専 任 の 技 術 者 (今後の担当業種)	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	項番 63 に記載する 技 術 者 氏 名	
林 一郎 (土木・建築)	林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	様式第八号	2	林 一郎	
		様式第八号	3	森 次郎	
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	林 一郎 (土木・建築)	様式第八号	2	林 一郎	
		様式第八号	4	森 次郎	

エ 営業所のみの変更

担当業種等に変更はなく、専任の技術者が置かれる営業所のみに変更があった場合。

現在証明されている 専 任 の 技 術 者 (営業所の名称)	新 た な 専 任 の 技 術 者 (営業所の名称)	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	項番 63 に記載する 技 術 者 氏 名	
林 一郎 (大河原営業所) 森 次郎 (気仙沼営業所)	森 次郎 (大河原営業所) 林 一郎 (気仙沼営業所)	様式第八号	5	林 一郎	森 次郎

新（改定後）

＜参 考＞

届出書〔様式第二十二号の三〕、**営業所技術者等**証明書（新規・変更）〔様式第八号〕の作成具体例

ア 本店以外の営業所を廃止する場合

（例）現在本店の他に大河原営業所を有している業者が、その営業所を廃止する場合。

現在証明されている 営業所技術者等 （営業所の名称）	新 た な 営 業 所 技 術 者 等 （営業所の名称）	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	記 載 す る 技 術 者 氏 名
林 一郎 （本店） 森 次郎 （大河原営業所）	林 一郎 （本店）	様式第二十二号の 三	－	森 次郎

※ 変更届出書〔様式第二十二号の二〕で営業所の廃止の届も必要です。

イ 業種を一部廃業する場合

（例）現在土木一式工事業と建築一式工事業の許可を受けている業者が、そのうち土木一式工事業を廃業する場合。

現在証明されている 営業所技術者等 （営業所の名称）	新 た な 営 業 所 技 術 者 等 （営業所の名称）	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	記 載 す る 技 術 者 氏 名
林 一郎（土木） 森 次郎（建築）	森 次郎 （建築）	様式第二十二号の 三	－	林 一郎
林 一郎 （土木・建築）	林 一郎 （建築）	様式第八号	2	林 一郎
林 一郎 （土木・建築）	森 次郎 （建築）	様式第八号	3	森 次郎
		様式第八号	4	林 一郎

※ 廃業届〔様式第二十二号の四〕で、一部廃業の届も必要です。

旧（改定前）

＜参 考＞

届出書〔様式第二十二号の三〕、専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕の作成具体例

ア 本店以外の営業所を廃止する場合

（例）現在本店の他に大河原営業所を有している業者が、その営業所を廃止する場合。

現在証明されている 専 任 の 技 術 者 （営業所の名称）	新 た な 専 任 の 技 術 者 （営業所の名称）	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	記 載 す る 技 術 者 氏 名
林 一郎 （本店） 森 次郎 （大河原営業所）	林 一郎 （本店）	様式第二十二号の 三	－	森 次郎

※ 変更届出書〔様式第二十二号の二〕で営業所の廃止の届も必要です。

イ 業種を一部廃業する場合

（例）現在土木一式工事業と建築一式工事業の許可を受けている業者が、そのうち土木一式工事業を廃業する場合。

現在証明されている 専 任 の 技 術 者 （現在の担当業種）	新 た な 専 任 の 技 術 者 （今後の担当業種）	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	記 載 す る 技 術 者 氏 名
林 一郎（土木） 森 次郎（建築）	森 次郎 （建築）	様式第二十二号の 三	－	林 一郎
林 一郎 （土木・建築）	林 一郎 （建築）	様式第八号	2	林 一郎
林 一郎 （土木・建築）	森 次郎 （建築）	様式第八号	3	森 次郎
		様式第八号	4	林 一郎

※ 廃業届〔様式第二十二号の四〕で、一部廃業の届も必要です。

新（改定後）

3 廃業等の届出 ー法第12条ー

下記の事項に該当する場合は、30日以内に廃業届を提出してください。

廃業等の届出事項	届出すべき者
1 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき。	相続人
2 法人が合併により消滅したとき。	役員であった者
3 法人が破産手続開始の決定により解散したとき。	破産管財人
4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき。	清算人
5 許可を受けた建設業を廃止したとき。	法人の場合：役員 個人の場合：本人

廃業届〔様式第二十二号の四〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

[illegible]

【備考】

廃業等の年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

廃業等の理由

- (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
- (2) 法人が合併により消滅したため
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
- (5) 許可を受けた建設業者を廃止したため

旧（改定前）

3 廃業等の届出 ―法第12条―

下記の事項に該当する場合は、30日以内に廃業届を提出してください。

廃業等の届出事項	届出すべき者
1 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき。	相続人
2 法人が合併により消滅したとき。	役員であった者
3 法人が破産手続開始の決定により解散したとき。	破産管財人
4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき。	清算人
5 許可を受けた建設業を廃止したとき。	法人の場合：役員 個人の場合：本人

廃業届〔様式第二十二号の四〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

(用紙A4)

00000000

廃 業 届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

北海道建設
北海道開発局長
雪 城 泰 知 事

殿

雪 城 泰 知 事 官 雪 城 区 役 所 3-8-20
セ ン ジ ュ 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 仙 台 泰 夫

届 出 者

届 出 の 区 分

1	2	3
---	---	---

 (1. 全部の業種の廃業)
2. 一部の業種の廃業

一部廃業の場合は、専任技術者の変更届(様式第八号)又は届出書(様式第二十二号の三)及び変更届出書(様式第二十二号の二)と一緒に提出する。

複数の許可を受けている場合は、廃止する建設業に係る最も古いものを記入する。

大阪 三 府 道
知 事

許 可 番 号

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

国土交通大臣 許 可 (般 特)

0	1	2	3	4	5
---	---	---	---	---	---

 号

許 可 年 月 日

令和

0	1	2
---	---	---

 年

0	1	2
---	---	---

 月

0	1	2
---	---	---

 日

記

廃止した建設業

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

届出時に許可を受けている建設業

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(1. 一般)

(2. 特定)

行政庁登記入欄
登録区分

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

決裁年月日

0	1	2
---	---	---

 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

記入しない。

【備考】

廃業等の年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

廃業等の理由

(1) 許可に係る建設業者が死亡したため

(2) 法人が合併により消滅したため

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため

(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため

(5) 許可を受けた建設業者を廃止したため

4 訂正の届出

既に提出した書類について訂正がある場合には、訂正届出書を使用して差替書類を提出してください。正・副・控の3部を提出し、正本にのみ訂正前の様式に朱書き訂正したものも添付してください。

訂 正 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

許可年月日 令和 元 年 8 月 25 日
許可番号 国土交通大臣 許可（ 般 — 1 ） 第 12345 号
宮城県知事 特
法人番号

郵便番号 〒 980-8570
届出者所在地 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
商号又は名称 株式会社 仙 台 建 設
代表者氏名 代表取締役 仙 台 太 郎
電 話 022(211)3116

東北地方整備局長
殿
宮 城 県 知 事

先に提出した書類について下記のとおり訂正がありましたので届け出ます。

記

届出事項	様式番号	訂正箇所	書類受付年月日
営業所の新設	第22号の2	営業所の名称	H31.4.15
役員の変更届	別紙1	役員〇〇の住所	R1.6.12
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第2号	土木工事業に計上した工事2件を とび・土工工事業に計上する	R1.7.19
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第3号	土木工事業及びとび・土工工事業 の施工金額	R1.7.19
事業年度も必ず記載する	訂正箇所が明確に分かるよう に記載する	受付印の押印された年月日	

注：差替書類3部（正・副・控）を作成し訂正届出書に添付する。さらに訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入したものを正本のみ添付して提出すること。

4 訂正の届出

既に提出した書類について訂正がある場合には、訂正届出書を使用して差替書類を提出してください。正・副・控の3部を提出し、正本にのみ訂正前の様式に朱書き訂正したものも添付してください。

訂 正 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

許可年月日 令和 元 年 8 月 25 日
許可番号 国土交通大臣 許可（ 般 — 1 ） 第 12345 号
宮城県知事 特
法人番号

郵便番号 〒 980-8570
届出者所在地 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
商号又は名称 株式会社 仙 台 建 設
代表者氏名 代表取締役 仙 台 太 郎
電 話 022(211)3116

東北地方整備局長
殿
宮 城 県 知 事

先に提出した書類について下記のとおり訂正がありましたので届け出ます。

記

届出事項	様式番号	訂正箇所	書類受付年月日
営業所の新設	第22号の2	営業所の名称	H31.4.15
役員の変更届	別紙1	役員〇〇の住所	R1.6.12
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第2号	土木工事業に計上した工事2件を とび・土工工事業に計上する	R1.7.19
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第3号	土木工事業及びとび・土工工事業 の施工金額	R1.7.19
事業年度も必ず記載する	訂正箇所が明確に分かるよう に記載する	受付印の押印された年月日	

注：正本1部・写し2部を提出し、正本には訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入し、添付すること。

5 建設業許可証明書

5 建設業許可証明書

下記の様式により、それぞれの地域を所管する各土木事務所（P.25 参照）へ申請してください。
用紙は各土木事務所及び事業管理課建設業振興・指導班に備えてあります。
電子申請システムによる申請も可能です。申請フォームについては県HPを御確認ください。
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kyokago.html#a4>)

下記の様式により、それぞれの地域を所管する各土木事務所（P.25 参照）へ申請してください。

用紙は各土木事務所及び事業管理課建設業振興・指導班に備えてあります。

証明手数料 → 証明書 1 通につき、600 円です。
納入方法は、宮城県収入証紙による納入とキャッシュレス決済の 2 種類です。
キャッシュレス決済についての詳細は、県HPを御確認ください。
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html>)

証明手数料 → 証明書 1 通につき、600 円の宮城県収入証紙を貼付してください。

(用紙A4)

建設業許可証明願

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

令和〇年〇月〇日

住所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
商号又は名称 株式会社 仙台建設
代表者役職名 代表取締役 仙台太郎

次のとおり許可されてあることを証明願います。
(2 部)

許可年月日 令和 元年 8月 25日

許可番号 宮城県知事 許可〔 般 - 1 〕第 12345 号

県収入証紙貼付欄

願のとおり相違ないので別紙のとおり証明してよろしいか伺います。

審査			
浄書			
校合			
公印			
発送		担当者	

建証第 号

(用紙A4)

建設業許可証明願

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

令和〇年〇月〇日

住所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
商号又は名称 株式会社 仙台建設
代表者役職名 代表取締役 仙台太郎

次のとおり許可されてあることを証明願います。
(2 部)

許可年月日 令和 元年 8月 25日

許可番号 宮城県知事 許可〔 般 - 1 〕第 12345 号

県収入証紙貼付欄

願のとおり相違ないので別紙のとおり証明してよろしいか伺います。

審査			
浄書			
校合			
公印			
発送		担当者	

建証第 号

3 認可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)

(1)認可申請書類等一覧

イ 譲渡・合併・分割

綴順	様式番号	提出書類	頁	譲渡		合併 法人	分割 法人	摘要
				法人	個人			
1	表紙	認可申請書	140	○	○	○	○	
2	第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書	141	○	○	×	×	
3	第二十二号の七	合併認可申請書	146	×	×	○	×	合併消滅法人（合併により消滅する法人のうち、建設業許可を受けている法人）が複数ある場合、第二面はそれぞれの合併消滅法人ごとに作成する
4	第二十二号の八	分割認可申請書	150	×	×	×	○	
5	別紙一	役員等の一覧表	34	○	○	○	○	個人も必要
6	別紙二	営業所一覧表	35	○	○	○	○	
7	別紙三	営業所技術者等一覧表	38	○	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	40-49	○	○	○	○	業種別に作成、実績なしでも添付。 分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合には添付不要
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	○	○	○	○	分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合には添付不要
10	第四号	使用人数	52	○	○	○	○	
11	第六号	誓約書	53	○	○	○	○	
12	第七号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	54	○	○	○	○	様式第七号の二、別紙二、別紙三を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	○	○	○	○	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	○	○	○	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	○	○	○	○	
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	○	○	○	○	
17	第七号の二	健康保険等の加入状況	66	□	□	□	□	
18	第二十二号の六	健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関する誓約書	145	☆	☆	☆	☆	様式第七号の三を申請時に提出した時は提出不要 ただし、確認資料とともに譲渡日から2週間以内に提出すること
19	第八号	営業所技術者等証明書（新規・変更）（注1）	68	☆	☆	☆	☆	承継と同時に営業所技術者等が変更となる場合必要
20		監理技術者資格者証	-	☆	☆	☆	☆	
21		卒業証明書	-	☆	☆	☆	☆	
22		資格証明書の写	-	☆	☆	☆	☆	
23	第九号	実務経験証明書	78	☆	☆	☆	☆	
24	第十号	指導監督の実務経験証明書	79	☆	☆	☆	☆	
25	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	80	○	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもの
26	第十二号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	81	○	○	○	○	監査役及び経営業務の管理責任者は作成不要
27		登記されていないことの証明書（注3）	82	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの 経営業務の管理責任者分も添付必要、株主等は不要
28		身元（身分）証明書（注3）	83	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
29	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	84	○	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもの
30		登記されていないことの証明書（注3）	82	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの
31		身元（身分）証明書（注3）	83	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要

3 認可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)

(1)認可申請書類等一覧

イ 譲渡・合併・分割

綴順	様式番号	提出書類	頁	譲渡		合併 法人	分割 法人	摘要
				法人	個人			
1	表紙	認可申請書	140	○	○	○	○	
2	第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書	141	○	○	×	×	
3	第二十二号の七	合併認可申請書	146	×	×	○	×	合併消滅法人（合併により消滅する法人のうち、建設業許可を受けている法人）が複数ある場合、第二面はそれぞれの合併消滅法人ごとに作成する
4	第二十二号の八	分割認可申請書	150	×	×	×	○	
5	別紙一	役員等の一覧表	34	○	○	○	○	個人も必要
6	別紙二	営業所一覧表	35	○	○	○	○	
7	別紙三	専任技術者一覧表	38	○	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	40-49	○	○	○	○	業種別に作成、実績なしでも添付。 分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合には添付不要
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	○	○	○	○	分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合には添付不要
10	第四号	使用人数	52	○	○	○	○	
11	第六号	誓約書	53	○	○	○	○	
12	第七号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	54	○	○	○	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	○	○	○	○	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	○	○	○	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	○	○	○	○	
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	○	○	○	○	
17	第七号の二	健康保険等の加入状況	66	□	□	□	□	
18	第二十二号の六	健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関する誓約書	145	☆	☆	☆	☆	様式第七号の三を申請時に提出した時は提出不要 ただし、確認資料とともに譲渡日から2週間以内に提出すること
19	第八号	専任技術者証明書（新規・変更）（注1）	68	☆	☆	☆	☆	承継と同時に専任技術者等が変更となる場合必要
20		監理技術者資格者証	-	☆	☆	☆	☆	
21		卒業証明書	-	☆	☆	☆	☆	
22		資格証明書の写	-	☆	☆	☆	☆	
23	第九号	実務経験証明書	78	☆	☆	☆	☆	
24	第十号	指導監督の実務経験証明書	79	☆	☆	☆	☆	
25	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	80	○	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもの
26	第十二号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	81	○	○	○	○	監査役及び経営業務の管理責任者は作成不要
27		登記されていないことの証明書（注3）	82	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの 経営業務の管理責任者分も添付必要、株主等は不要
28		身元（身分）証明書（注3）	83	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
29	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	84	○	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもの
30		登記されていないことの証明書（注3）	82	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの
31		身元（身分）証明書（注3）	83	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要

新（改定後）	旧（改定前）
(注1) 営業所技術者等について 事業の承継に伴い事業承継日前に営業所技術者等の変更がある場合は、あらかじめ（認可申請と同時に可）様式第二十二号の二「変更届出書」により営業所技術者等の交代を届出する必要があります。P. 116を参照して変更届出書等を提出してください。 なお、事業承継日と同時に営業所技術者等の変更を行う場合は、変更届出書は提出せず、様式第八号「営業所技術者等証明書」や営業所技術者等の要件を証明する書類を提出していただきます。 (注2) No.20～24について 該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で営業所技術者等になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。 (注3) No.27、No.28、No.30、No.31「登記されていないことの証明書」及び「身元（身分）証明書」について 取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。 (注4) No.33の附属明細表〔様式第十七号の三〕について 資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。 (注5) 事業承継に関する法人の意思の決定を証する書類について ・事業譲渡：譲渡人が法人の場合、譲渡人に係るものも必要 ・合併：以下の全ての法人に係るものが必要 合併消滅法人、合併により消滅する法人であって建設業許可を受けていない法人、合併存続法人 ・分割：以下の全ての法人に係るものが必要 分割承継法人、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人 (注6) 確認資料「財産的基礎の確認資料」について 【一般建設業許可の場合】 ・認可申請前に更新をしたことがない場合、下記①又は②で確認します。 ・認可申請前に1回以上更新をしたことがある場合、下記①、②又は③で確認します。 ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認 →許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。 ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認 →「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」 ※申請受理前1か月以内のものにより確認。 ③直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。 →詳細はP. 21を御覧ください。 【特定建設業許可の場合】 P. 21を確認してください。	(注1) 営業所専任技術者について 事業の承継に伴い事業承継日前に専任技術者の変更がある場合は、あらかじめ（認可申請と同時に可）様式第二十二号の二「変更届出書」により専任技術者の交代を届出する必要があります。P. 116を参照して変更届出書等を提出してください。 なお、事業承継日とともに専任技術者の変更を行う場合は、変更届出書は提出せず、様式第八号「専任技術者証明書」や専任技術者の要件を証明する書類を提出していただきます。 (注2) No.20～24について 該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。 (注3) No.27、No.28、No.30、No.31「登記されていないことの証明書」及び「身元（身分）証明書」について 取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。 (注4) No.33の附属明細表〔様式第十七号の三〕について 資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。 (注5) 事業承継に関する法人の意思の決定を証する書類について ・事業譲渡：譲渡人が法人の場合、譲渡人に係るものも必要 ・合併：以下の全ての法人に係るものが必要 合併消滅法人、合併により消滅する法人であって建設業許可を受けていない法人、合併存続法人 ・分割：以下の全ての法人に係るものが必要 分割承継法人、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人 (注6) 確認資料「財産的基礎の確認資料」について 【一般建設業許可の場合】 ・認可申請前に更新をしたことがない場合、下記①又は②で確認します。 ・認可申請前に1回以上更新をしたことがある場合、下記①、②又は③で確認します。 ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認 →許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。 ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認 →「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」 ※申請受理前1か月以内のものにより確認。 ③直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。 →詳細はP. 21を御覧ください。 【特定建設業許可の場合】 P. 21を確認してください。
- 137 -	- 137 -

新（改定後）

旧（改定前）

□ 相続

綴順	様式番号	提出書類	頁	個人	摘要
1	表紙	認可申請書	140	○	
2	第二十二号の十	相続認可申請書	154	○	
3	別紙一	役員等の一覧表	34	○	
4	別紙二	営業所一覧表	35	○	
5	別紙三	営業所技術者等一覧表	38	○	
6	第二号	工事経歴書	40-49	○	業種別に作成、実績なしでも添付。
7	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	○	
8	第四号	使用人数	52	○	
9	第六号	誓約書	53	○	
10	第七号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	54	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
11	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	○	
12	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	○	
13	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
14	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	○	
15	第七号の二	健康保険等の加入状況	66	□	
16	第二十二号の十一	健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関する誓約書	145	☆	様式第七号の三を申請時に提出した時は提出不要
17	第八号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	68	☆	承継と同時に営業所技術者等が変更となる場合必要
18		監理技術者資格者証	-	☆	
19		卒業証明書	-	☆	
20		資格証明書の写	-	☆	
21	第九号	実務経験証明書	78	☆	
22	第十号	指導監督の実務経験証明書	79	☆	
23	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	80	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもののみ
24	第十二号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	81	○	監査役及び経営業務の管理責任者は作成不要
25		登記されていないことの証明書（注2）	82	○	発行後3か月以内のもの
26		身元（身分）証明書（注2）	83	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
27	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	84	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもののみ
28		登記されていないことの証明書（注2）	82	○	発行後3か月以内のもの
29		身元（身分）証明書（注2）	83	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
30	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	86、103-106	○	新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
31		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	-	☆	発行後3か月以内のもの 支配人登記がされている場合に提出
32	第二十号	営業の沿革	107	■	
33	第二十号の二	所属建設業者団体	108	■	該当なしの場合も添付
		納税証明書（原本） ※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額	-	○	決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
34	第二十号の三	主要取引金融機関名	109	○	
35		戸籍謄本等	-	○	被相続人と申請者の続柄確認ができるもの 申請人以外の相続人の有無について確認できるもの

□ 相続

綴順	様式番号	提出書類	頁	個人	摘要
1	表紙	認可申請書	140	○	
2	第二十二号の十	相続認可申請書	154	○	
3	別紙一	役員等の一覧表	34	○	
4	別紙二	営業所一覧表	35	○	
5	別紙三	専任技術者一覧表	38	○	
6	第二号	工事経歴書	40-49	○	業種別に作成、実績なしでも添付。
7	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	○	
8	第四号	使用人数	52	○	
9	第六号	誓約書	53	○	
10	第七号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	54	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
11	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	○	
12	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	○	
13	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
14	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	○	
15	第七号の二	健康保険等の加入状況	66	□	
16	第二十二号の十一	健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関する誓約書	145	☆	様式第七号の三を申請時に提出した時は提出不要
17	第八号	専任技術者証明書（新規・変更）	68	☆	承継と同時に専任技術者が変更となる場合必要
18		監理技術者資格者証	-	☆	
19		卒業証明書	-	☆	
20		資格証明書の写	-	☆	
21	第九号	実務経験証明書	78	☆	
22	第十号	指導監督の実務経験証明書	79	☆	
23	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	80	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもののみ
24	第十二号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	81	○	監査役及び経営業務の管理責任者は作成不要
25		登記されていないことの証明書（注2）	82	○	発行後3か月以内のもの
26		身元（身分）証明書（注2）	83	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
27	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	84	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもののみ
28		登記されていないことの証明書（注2）	82	○	発行後3か月以内のもの
29		身元（身分）証明書（注2）	83	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
30	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	86、103-106	○	新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
31		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	-	☆	発行後3か月以内のもの 支配人登記がされている場合に提出
32	第二十号	営業の沿革	107	■	
33	第二十号の二	所属建設業者団体	108	■	該当なしの場合も添付
		納税証明書（原本） ※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額	-	○	決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
34	第二十号の三	主要取引金融機関名	109	○	
35		戸籍謄本等	-	○	被相続人と申請者の続柄確認ができるもの
36		被相続人が営業していた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人同意書	-	○	申請者以外に相続人がいる場合に必要 申請者以外の全ての相続人が住所及

新（改定後）

(2) 譲渡及び譲受認可申請書(様式第二十二号の五)
(当該様式の記載要領を必ずご覧ください。)

第2面

(用紙A4)

(第2面)

＜譲渡人に関する事項＞

番	路	設		1	9	十	千	大	石	島	電	管	夕	爾	筋	ゆ	販	ガ	並	防	内	機	鉄	道	京	井	水	清	解	(注一)一般 (注二)特定					
商号又は名称のフリガナ	2	0				ミ	ヤ	ギ	ケ	ン	セ	ツ																							
画号又は名称	2	1				(株)																													
代表者又は個人の氏名のフリガナ	2	2				ユ	ズ	リ	ウ	ケ																									
代表者又は個人の氏名	2	3				球	受																												
主たる営業所の所在地市町村コード	2	4				0	4	0	1	0	2																								
						都道府県名										市区町村名										仙台市宮城野区									
主たる営業所所在	2	5				幸	町																												
郵便番号	2	6				9	8	3	-	0	8	3	6																						
						電話番号										ファックス番号																			

譲渡人が有している許可業種を記入。記入した許可業種は全て項番07に含まれる。

項番20から28については、様式第一号(P. 31)の項番06から14の記載要領を参照してください。

譲受人の許可番号及び
許可年月日を記入。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

会社等の担当者の名前を記載する。

役員等、営業所及び営業所に置く**営業所技術者等**については別紙による。

連絡先
所属等 総務部 氏名 石崎 花子 電話番号 022-211-3116
ファックス番号 022-211-3292

会社等の担当者の名前を記載する。

旧（改定前）

(2) 譲渡及び譲受認可申請書(様式第二十二号の五)
(当該様式の記載要領を必ずご覧ください。)

第2面

(用紙 A 4)

(第2面)

＜譲渡人に関する事項＞

[illegible]

譲渡人が有している許可業種を記入。記入した許可業種は全て項番07に含まれる。

項番20から28については、様式第一号(P. 31)の項番06から14の記載要領を参照してください。

譲受人の許可番号及び
許可年月日を記入。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

会社等の担当者名
前を記載する。

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先
所属等 総務部 氏名 石 崎 花 子 電話番号 022-211-3116
ファックス番号 022-211-3291

会社等の担当者名
前を記載する。

新（改定後）

(第2面)

建設業以外に行っている営業の種類

販売業

兼業の有無

1	7	4
---	---	---

 (1. 有
2. 無)

大区コード

許可番号

1	8	9	4
---	---	---	---

許可年月日

令和

2	年	2	月	2	日
---	---	---	---	---	---

<合併消滅法人に関する事項>

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者の氏名のフリガナ

代表者の氏名

主たる営業所の所在地市区町村

主たる営業所の所在地

郵便番号

ファックス番号 224-53-809

資本金額等

兼業の有無

2	8	2
---	---	---

 (1. 有
2. 無)

大区コード

許可番号

2	9	6	4
---	---	---	---

許可年月日

令和

1	年	1	月	1	日
---	---	---	---	---	---

建設業以外に行っている営業の種類

販売業

兼業の有無

1	7	4
---	---	---

 (1. 有
2. 無)

大区コード

許可番号

1	8	9	4
---	---	---	---

許可年月日

令和

2	年	2	月	2	日
---	---	---	---	---	---

<合併消滅法人に関する事項>

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者の氏名のフリガナ

代表者の氏名

主たる営業所の所在地市区町村

主たる営業所の所在地

郵便番号

ファックス番号 224-53-809

資本金額又は出資総額

法人番号

兼業の有無

2	8	2
---	---	---

 (1. 有
2. 無)

大区コード

許可番号

2	9	6	4
---	---	---	---

許可年月日

令和

1	年	1	月	1	日
---	---	---	---	---	---

役員等、営業所及び営業所に置く**営業所技術者等**については別紙に示す。

連絡先

所属等 **管理部** 氏名 **大崎 正男** 電話番号 **022-211-3116**

ファックス番 **022-211-3292**

合併存続法人が、許可業者である場合、その許可番号及び許可年月日記入。
(許可を有していない場合は空欄)

合併消滅法人が有している許可業種を記入。
記入した許可業種は全て項番07に含まれる。

項番20から28については、様式第一号(P. 31)の項番06から14の記載要領を参照してください。

合併消滅法人の許可番号及び許可年月日を記入。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

合併消滅法人が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞について、合併消滅法人ごとに記入すること。

旧（改定前）

[illegible]

合併消滅法人が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞について、合併消滅法人ごとに記入すること。

新（改定後）

（知事許可業者用） 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

区分	縦 じ る 順 序 （ 許 可 申 請 時 ）	様 式 番 号	申 請 書 及 び 添 付 書 類	許 可 申 請							
				1 新 規	2 許 可 換 え 新 規	3 般 ・ 特 新 規	4 業 種 追 加	5 更 新	6 般 ・ 特 新 規 ＋ 業 種 追 加	7 般 ・ 特 新 規 ＋ 更 新	8 業 種 追 加 ＋ 更 新
提出書類	1		表紙(建設業許可申請書)	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	様式第一号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	" 別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	" 別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○					
	5	" 別紙二(2)	営業所一覧表(更新)					○		○	○
	6	" 別紙三	収入証紙貼付用紙	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	" 別紙四	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	様式第二号	工事経歴書	○					○	○	○
	9	様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○		○	○		○	○	○
	10	様式第四号	使用人数	○		○			○	○	○
	11	様式第六号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○
	12	様式第七号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	13	" 別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○
	14	様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	○			○	○	○
	15	" 別紙一	常勤役員等の略歴書	○	○	○			○	○	○
	16	" 別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○
	17	様式第七号の三	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○
	18	様式第八号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	○			○	○	○
	19		監理技術者資格者証	○	○	○	○		○	○	○
	20		営業所技術者等の卒業証明書								
	21		営業所技術者等に係る資格証明書								
	22		営業所技術者等の実務経験証明書								
	23	様式第九号	指導監督の実務経験証明書								
	24	様式第十号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	25	様式第十一号	許可申請者(法人の役員等全員・本人・法定代理人・法定代理人の役員等全員)の住所、生年月日等に関する調査	○	○	○	○	○	○	○	○
	26	様式第十二号(注1)	許可申請者の登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	27	様式第十三号	許可申請者の身元(身分)証明書								
	28	様式第十四号	建設業法施行令第3条の使用人の住所、生年月日等に関する調査								
	29	様式第十五号	令3条の使用人の登記されていないことの証明書								
	30		令3条の使用人の身元(身分)証明書	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	31		定款(法人のみ)	○	○		△		△	△	△
	32	様式第十六号	株主(出資者)調書(法人のみ)	○	○		△		△	△	△
	33	様式第十七号の三(注3)	法人用の財務諸表(貸借対照表・損益計算書・完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書・注記表・附属明細表)	○	○						
	34	様式第十八号	個人用の財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	○	○						
	35	様式第十九号	登記事項証明書	○	○		○		△	△	△
	36	様式第二十号	営業の沿革	○	○				○	○	○
	37	様式第二十一号の二	所属建設業者団体	○	○		△		△	△	△
	38	様式第二十一号の三	納税証明書(法人事業税又は個人事業税)	○	○				△	△	△
	39	様式第二十一号の四	主要取引金融機関名	○	○		△		△	△	△
			既に受けている建設業の許可通知書								
		様式第二十二号の二(第一面)	変更届出書								
		様式第二十二号の二(第二面)	届出書								
		様式第二十二号の三	廃業届								
		様式第二十二号の四	変更届出書(決算報告・定款変更等)								
			事業報告書(特例有限会社を除く株式会社の場合)								
			委任状(代理申請の場合)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
確認資料			常勤性の確認(常勤役員等・営業所技術者等・令3条の使用人)	○	○	○	○	○	○	○	○
			営業所所在地の確認	○	○				○	○	○
			財産的基礎の確認	○	○	○	○	○	○	○	○
			適正な経営体制の確認	○	○	☆	☆		☆	☆	☆
			実務経験の確認	○	○	☆	☆		☆	☆	☆
			保険加入状況の確認	○	○	○	○	○	○	○	○

○印は必要書類 ☆印は場合によって提出が必要な書類 △印は変更があれば必要な書類

注1 常勤役員等は提出不要

注2 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元証明書」

※取締役ではない顧問・相談役・100分の5以上の株主・出資者については、提出不要

注3 附属明細表は資本金1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出する

注4 副本への確認資料の添付は不要

旧（改定前）

（知事許可業者用） 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

区分	縦 じ る 順 序 （ 許 可 申 請 時 ）	様 式 番 号	申 請 書 及 び 添 付 書 類	許 可 申 請							
				1 新 規	2 許 可 換 え 新 規	3 般 ・ 特 新 規	4 業 種 追 加	5 更 新	6 般 ・ 特 新 規 ＋ 業 種 追 加	7 般 ・ 特 新 規 ＋ 更 新	8 業 種 追 加 ＋ 更 新
提出書類	1		表紙(建設業許可申請書)	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	様式第一号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	" 別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	" 別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○					
	5	" 別紙二(2)	営業所一覧表(更新)							○	○
	6	" 別紙三	収入証紙貼付用紙	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	" 別紙四	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	様式第二号	工事経歴書	○					○	○	○
	9	様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○		○	○		○	○	○
	10	様式第四号	使用人数	○		○			○	○	○
	11	様式第六号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○
	12	様式第七号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	13	" 別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○
	14	様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	○			○	○	○
	15	" 別紙一	常勤役員等の略歴書	○	○	○			○	○	○
	16	" 別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○
	17	様式第七号の三	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○
	18	様式第八号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○			○	○	○
	19		監理技術者資格者証	○	○	○	○		○	○	○
	20		専任技術者の卒業証明書								
	21		専任技術者に係る資格証明書								
	22		専任技術者の実務経験証明書								
	23	様式第九号	指導監督の実務経験証明書								
	24	様式第十号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	25	様式第十一号	許可申請者(法人の役員等全員・本人・法定代理人・法定代理人の役員等全員)の住所、生年月日等に関する調査	○	○	○	○	○	○	○	○
	26	様式第十二号(注1)	許可申請者の登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	27	様式第十三号	許可申請者の身元(身分)証明書								
	28	様式第十四号	建設業法施行令第3条の使用人の住所、生年月日等に関する調査								
	29	様式第十五号	令3条の使用人の登記されていないことの証明書								
	30		令3条の使用人の身元(身分)証明書	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	31		定款(法人のみ)	○	○		△		△	△	△
	32	様式第十六号	株主(出資者)調書(法人のみ)	○	○		△		△	△	△
	33	様式第十七号の三(注3)	法人用の財務諸表(貸借対照表・損益計算書・完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書・注記表・附属明細表)	○	○						
	34	様式第十八号	個人用の財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	○	○						
	35	様式第十九号	登記事項証明書	○	○		△		△	△	△
	36	様式第二十号	営業の沿革	○	○				○	○	○
	37	様式第二十一号の二	所属建設業者団体	○	○		△		△	△	△
	38	様式第二十一号の三	納税証明書(法人事業税又は個人事業税)	○	○				△	△	△
	39	様式第二十一号の四	主要取引金融機関名	○	○		△		△	△	△
			既に受けている建設業の許可通知書								
		様式第二十二号の二(第一面)	変更届出書								
		様式第二十二号の二(第二面)	届出書								
		様式第二十二号の三	廃業届								
		様式第二十二号の四	変更届出書(決算報告・定款変更等)								
			事業報告書(特例有限会社を除く株式会社の場合)								
			委任状(代理申請の場合)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
確認資料			常勤性の確認(常勤役員等・専任技術者)	○	○	○	○	○	○	○	○
			営業所所在地の確認	○	○	○	○	○	○	○	○
			財産的基礎の確認	○	○	○	○	○	○	○	○
			適正な経営体制の確認	○	○	☆	☆		☆	☆	☆
			実務経験の確認	○	○	☆	☆		☆	☆	☆
			保険加入状況の確認	○	○	○	○	○	○	○	○

○印は必要書類 ☆印は場合によって提出が必要な書類 △印は変更があれば必要な書類

注1 常勤役員等は提出不要

注2 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元証明書」

※取締役ではない顧問・相談役・100分の5以上の株主・出資者については、提出不要

注3 附属明細表は資本金1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出する

注4 副本への確認資料の添付は不要

新（改定後）

(知事許可業者用) 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

[illegible]

旧（改定前）

(知事許可業者用) 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

[illegible]